

厚岸町議会 第2回定例会

平成26年6月18日

午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成26年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。

- 議長（音喜多議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、大野議員、3番、石澤議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
9番、南谷委員長。

- 南谷委員長 議会運営委員会報告をいたします。
6月16日午前10時から、第6回議会運営委員会を開催し、第2回定例会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。
議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告があります。
議会からの提出案件は、会期の決定、推薦第1号、農業委員の推薦について、請願第3号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書、意見書案第3号、規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書、意見書案第4号、炭坑技術海外移転事業の推進に関する意見書、意見書案第5号、道州制導入に断固反対する意見書、2常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書、議員の派遣について、以上8件があります。
審査方法は、全て本会議において審査することに決定しました。
町長提出の議案等についてであります。
報告第1号から報告第5号までは専決処分事項の報告など5件、議案第31号から議案第41号までは一般議案11件です。議案第42号から議案第43号までは、条例の一部改正2件であります。いずれも本会議において審査いたします。なお、議案第31号から議案第33号までは一括議題とし、質疑、採決は1件ずつといたします。議案44号から議案第45号は、平成26年度の補正予算2件であります。審査方法は、議長を除く12名をもって構成する平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。

一般質問は、9人であります。

会期は、6月18日から20日までの3日間に決定しました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から20日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から20日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（音喜多議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成26年3月5日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今般、鉏路東部消防組合議会及び鉏路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料の詳細は、別途、議員控室に備えることにしておりますので、ご了承いただき、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、諸般報告といたします。

●議長（音喜多議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第6、推薦第1号 農業委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、平成26年7月19日に任期満了となる農業委員について、農業委員会等に関する法律第12条第2号に基づき、新たに推薦しようとするものであります。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は2名とし、議長において推薦したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

議会推薦の農業員は、大野利春さん、石澤由紀子さんを推薦したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は2人とし、大野利春さん、石澤由紀子さん、以上の方を推薦することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第7、請願第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（田崎係長） 請願第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書。

紹介議員佐々木 治。同じく石澤由紀子、同じく金橋康裕。

請願の趣旨。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に知らしめ、聞こえない子供が手話を身につけ手話で学べ、また多くの人々が自由に手話を使いこなし、更には手話を言語として普及し研究することのできる社会の実現を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

上記の目的のため貴議会より国に対し「手話言語法」制定を求める意見書の提出をお願い致します。

請願理由。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体の動きや顔の表情を使って表す独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話は、それを使うろう者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

我が厚岸町においても聴覚障害者は51名を数える（身体障害者手帳所持者数）。行政機関により未だ把握されていない数を加えると、まだまだ多くの方が聴覚障害に苦しんでいるものと思料される。我が町における聴覚障害者のほとんどは手話の教育を受けたこともなく、その恩恵にあずかったこともない。彼らが手話を自由に操り、また手話通訳などを通じてその恩恵に預かることができたならば、どれだけ生活の質の向上が図れたであろうか。

平成18年（2006年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて政府は国内法の整備を進めた。平成23年（2011年）8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全ての障害者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけている。

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広く知らせ、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学ぶことができ、また多くの人々が自由に手話を使いこなし、更には手話を言語として普及し研究することのできる社会の実現に向けて、国は早急に法整備を行うことが必要である。

以上の理由により貴議会に、国に対し「手話言語法」の制定を求める意見書の提出をお願いします。

平成26年6月10日、厚岸町議会議長、音喜多政東様。

請願者、釧路市川北町4番17号、釧路市身体障害者福祉センター内釧路聴覚障害者教会、会長蠣崎日出雄。同じく厚岸郡厚岸町梅香二丁目1番地、厚岸町社会福祉センター内身体障害者福祉協会厚岸分会、会長安達由圃。同じく厚岸郡厚岸町奔渡二丁目10番地、北海道難病連厚岸・浜中支部、支部長菊池賛。同じく厚岸郡厚岸町真栄一丁目43番地、厚岸コミュニケーション障害の会、会長斉藤利三。

- 議長（音喜多議員） 紹介議員であります佐々木議員より説明を求められておりますので、これを許します。

4番、佐々木議員。

- 佐々木議員 ただいま上程いただきました本請願につき、紹介者として発言させていただきます。

請願の趣旨につきましては、ただいま朗読いただいたとおりであり、特につけ加えるものではございません。この手話言語法制定の動きについては、請願書の中にもありますとおり、国連で採択された障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備が進んでおり、改正障害者基本法も制定されました。このような状況の中で、手話言語法の制定が急がれるとの声は高まり、道内でも多くの自治体から意見書が上がっております。障害者に優しいまちづくりの実現を図る上からも、賢明なる議員各位のご賛同をいただきたく、切にお願いする次第でございます。

どうか、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） お諮りいたします。

本請願の審査方法につきましては、厚生文教常任委員会に付託し、会期中に審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は厚生文教常任委員会に付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第8、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第1号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

今般、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されました。この税制改正に伴い、平成26年度の町税課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を速やかに改正し施行することが必要となり、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付をもって厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書2ページであります。

総総専第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の報告第1号説明資料、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び概要資料により行います。

新旧対照表をごらんください。

附則第11項地方税法における特例の廃止及び新設による項番号の変更であります。

概要資料をごらんください。

まず、課税標準を2分の1とする特例措置が適用期限の到来により廃止となるのが、旧法附則第15条第20項に規定されていた国が指定する国際コンテナ埠頭の整備において、運営者が国の貸し付けを受けて取得した荷さばき施設等及び同条第27項に規定されていた外国貿易を取り扱う埠頭の管理運営において、外貿埠頭公社の民営化により、その会社が取得したコンテナ埠頭に係る事務所等の施設であります。両施設とも厚岸町にはありません。

次に、新設であります。法附則第15条第40項に規定する都市再生特別措置法に基づき、住居や生活機能を町なかへ誘導する施設の整備において、あわせて整備した公共のために利用する家屋及び償却資産について、最初の5年分課税標準額を5分の4とする特例措置を設けるものであります。この施設も厚岸町にはありません。

施行期日は平成26年4月1日とし、附則第15条第40項は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から適用するものであります。

本改正における廃止及び追加における適用施設はありませんが、旧法附則第15条第23

項で規定されていた日本郵便株式会社が所有する固定資産、いわゆる郵便局施設等の課税標準額が課税標準となるべき価格の5分の3とする特例措置が同条第21項に項番号が変わったことから、6月の賦課決定前に適用する都市計画税条例の改正を要したものであります。また、今般の地方税法の一部改正により固定資産税につきましても同様の改正となっておりますが、条例中の規定が法の条番号となっております、条に規定する項番号の改正では地方税条例の改正を要しないことを申し添えます。

以上で、報告第1号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 日程第9、報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（板屋課長） ただいま上程いただきました報告第2号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行例の一部を改正する政令が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、国民健康保険税に関する改正部分が4月1日に施行されました。この改正に伴い、平成26年度国民健康保険税課税事務の執行上、厚岸町国民健康保険税条例を直ちに改正し、国民健康保険税の賦課期日である4月1日から施行する必要が生じ、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日専決処分をもって厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をを制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書5ページでございます。

総総専第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

このたびの条例改正は、一つ目に中間所得者層の負担の上昇を抑制し、被保険者間の負担の均衡を図るため、国民健康保険税の課税額のうち、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の課税限度額をそれぞれ引き上げたこと。二つ目に、国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るため、軽減判定の対象となる被保険者等の範囲を拡大するとともに、所得基準の上限を引き上げたこと。三つ目に、規定中の条項番号を改めたものがあります。

それでは、別にお配りしている報告第2号説明資料①厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

改正内容の説明については、この新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて改正内容の概要及び関係法令を報告第2号説明資料②として配付しておりますので、参考としてください。

国民健康保険税の課税うち、後期高齢者支援金等課税額の算定方法について規定している第2条第3項中の改正は、ただし書きで規定している後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を14万円から16万円に改めたものであります。この改正により影響を受けるのは、平成25年度の課税データで試算した場合、現在の限度額超過世帯である203世帯で、調定額で約366万円の増額となります。同じく国民健康保険税の課税額のうち、介護納付金課税額の算定方法を規定している同条第4項中の改正は、ただし書きで規定している介護納付金課税額の課税限度額12万円を14万円に改めたものであります。この改正により影響を受けるのは、平成25年度の課税データで試算した場合、現在の限度額超過世帯である63世帯で、調定額で約141万円の増額となり、先ほど説明させていただいた後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額を合わせますと、影響を受けるのは203世帯で、調定額で約507万円の増額が見込まれるところであります。

新旧対照表、2ページをごらんください。

次に、既に特別徴収対象被保険者であった者にかかる仮徴収について規定している第18条第1項中の改正は、地方税法施行規則の改正により規定中で引用している同規則の条項番号を改めたものであります。

次に、国民健康保険税の減額について規定している第21条中の改正についてであります。

まず、国民健康保険税の7割、5割、2割軽減の対象となる場合の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額を規定している各号列記外の部分中の改正は、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第21条各号のウに掲げる被保険者均等割額と各号のエに掲げる世帯別平等割額を減額して得た額の課税限度額14万円を16万円に、第2条第4項本文の介護納付金課税額から第21条各号のオに掲げる被保険者均等割額と各号のカに掲げる世帯別平等割額を減額して得た額の課税限度額12万円を14万円に、第2条第3項及び第4項の改正にあわせて、それぞれ改めたものであります。

新旧対照表3ページをごらんください。

次に、国民健康保険税の5割軽減の対象となる場合に、国民健康保険税から減額する額を規定している同条第2号中の改正は、その算定基準中にある被保険者及び特定同一世帯所得者から当該納税義務者を除く部分の定義規定を削るもので、この改正により被

保険者及び特定同一世帯所得者に当該納税義務者が含まれ、軽減判定の対象となる被保険者等の範囲が拡大されるとともに、所得基準の上限も引き上げられることから、5割軽減の該当世帯の拡大が図られることとなります。この改正による影響は、平成25年度の課税データで試算した場合、5割軽減世帯は、2割軽減世帯からの移行により121世帯増加し、調定額で約591万円の減額となります。

新旧対照表、4ページをごらんください。

次に、国民健康保険税の2割軽減の対象となる場合に、国民健康保険税から減額する額を規定している同条3号中の改正は、その算定基準中にある基礎控除額33万円に被保険者と特定同一世帯所得者1人につき加算する額35万円を45万円に改めたもので、この改正により2割軽減の対象となる所得基準が引き上げられることから、2割軽減該当世帯の拡大が図られることとなります。この改正による影響は、平成25年度の課税データで試算した場合、2割軽減世帯は、新たに88世帯が対象となりますが、先ほど説明させていただいた5割軽減世帯に121世帯が移行するため、33世帯減少し、調定額で約11万円の増額となり、先ほど説明させていただいた5割軽減と2割軽減を合わせますと、軽減対象となる世帯は88世帯増加し、調定額で約580万円の減額となります。

議案書、5ページのお戻りください。

附則であります。第1項は施行期日で、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

第2項は適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で、報告第2号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今の説明を聞いていますと、同額になる世帯と、それから減額になる世帯、合わせれば580万円ぐらいなので、プラスマイナスゼロというように聞こえたのですが、結果的に増額になる世帯なのですが、今非常に経済状況がどっかでは上向いているというように聞こえているのですが、その影響が果たしてこの厚岸町まで届いているのかどうなのか。非常に話を聞くと、この地域では厳しい状況にあるというようなことが言われているにもかかわらず、増額に耐え得るような状況にあるのかどうなのか、そのあたりはどういうふうにお聞きしているか説明をお願いします。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） ご質問にお答えします。

確かに経済状態どのように、厚岸町の場合はどうかと言われますと、国全体に比べますと、決してそのような状況ではないというふうには私も思います。

ただ、今回の改正なのですけれども、確かに高所得者であります方々の限度額を引き上げをさせていただいております。その反面、所得の低い方々の軽減措置については拡大を図って、そこでのふえた分と減った分で、収支としましては、収支と言ったらおかしいですけれども、それでの差し引きでは約70万円くらいの減になります。それで、高い人から取るのかと言われるかもしれませんが、そうすることによりまして、中間所得者層の方々の税率を据え置くということが、この改正によってできているのかなというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 厚岸町で高所得者というのは、どのくらいいるのかわかりませんが、ただ、国民健康保険税だとか税金全般そうなのですけれども、高いところは一定の額でとまってしまうわけでしょう。低い人はちゃんとランクがあって、そのランクに沿っていくけれども、最高のほうにいったらと、それ以降、幾ら収入があろうがふえていく仕組みではないわけですね。そのあたりにもやっぱりきちんとメスを入れて、公平性を保つというような仕組みを私はつくるべきではないのかなというふうに思うのですが、そのあたりではどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 確かに質問者おっしゃられますとおり、国民健康保険税に限りましては、所得の上限、課税額の限度額というものがございまして、この辺が町道民税と違ひまして頭打ちがございまして。ただ、これをやみくもに上げてよいかということになりますと、この辺もいろいろ考えていかなければならないところだとは思いますが、現制度の中で厚岸町としてはやらせていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 ただいまの説明を受けまして、私なりに今回の改正によりまして、今説明もあつたのですけれども、実際にある程度、今まで天井で免れて頭打ちだった人が若干対象になってくると。その分、町としては総体的に、むしろ所得の低い方々が均等、負担が少なくなると受けたのですけれども、私なりに町の中でいろいろ意見を伺うと、一生懸命汗流している人間が、今まで天井で救われたぎりぎりの人、厚岸にはそんなに高い収入の人は僕はいないと思うんですよ。対象者がふえてくるといふことは、いつも真面目にある程度ぎりぎり、ちょっとのところで助かっていたものがまた上がるのかという思いをされる者も私はいらぬと思うんですよ、対象者がね。その人たちに対して、町としてやっぱり説明というものをしっかりしていかなければならないし、みんな喜んで思っているかもしれないけれども、個人個人は一人一人ですから、払う人は、みんなが平均として据え置かれた、むしろ下がった、対象になったと。でも、何人かは上がった

ていく者も私はいるという理解をさせていただいたんですけれども、その辺の均衡性という部分では、町としてどのように捉えておられるか、まずお尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 国民健康保険税、これは所得に応じまして、あとは被保険者数に応じて課税賦課させていただいているものでございます。公平性という面からいくと、町としましては、今の制度は所得に応じて課税されている、公平に行われているものと考えております。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 日程第10、報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の6ページでございます。

この内容につきましては、平成25年度厚岸町一般会計補正予算5回目で、事業ごとに繰越明許費として平成26年度への繰越執行の議決をいただいております。今般、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものであります。

7ページをお開き願います。

平成25年度厚岸町繰越明許費繰越計算書一般会計であります。

表に記載のとおり、3款4項にわたって、全6事業について、さきに議決いただいたとおり、合計1億2,309万6,000円について、平成26年度への繰越であります。

その財源内訳は、未収入特定財源として国道支出金4,930万円、地方債4,890万円、それぞれ国の繰越承認を得ており、平成26年度での繰越事業執行に応じて収入予定の財源であります。その他2,475万円は道営草地整備事業2件の受益者負担金、一般財源は14万6,000円であります。

次ページをお開きください。

下水道事業特別会計分であります。

記載のとおり、公共下水道事業を一般会計同様に2,000万円について、平成26年度へ繰り越すものであります。

その財源内訳は、未収入特定財源として、国道支出金1,000万円、地方債1,000万円、それぞれ国の繰越承認を得ており、平成26年度での繰越事業執行に応じて収入予定の財源であります。

以上、報告第3号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

(なし)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第11、報告第4号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました報告第4号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、ごらんください。

初めに、厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われています。平成25年度までは、会計区分を8区分とし、公益会計区分を一般会計に包括した中で会計処理を行っておりましたが、平成26年度の収支

予算書では、社会福祉法人の新会計基準により法人内の会計を社会福祉事業、公益事業の二つに分けた上で、三つの拠点区分に分け、さらに七つのサービス区分からなっております。

それでは、経営状況説明書の1ページをお開き願います。

平成25年度事業報告書でございます。

2ページには目次、3ページには総括説明がございます。

内容について、その要点をご説明申し上げます。

総括説明では、社会福祉協議会の地域福祉への継続した取り組みの充実のほか、新たな取り組みとして、北海道社会福祉協議会から業務委託し、地域で支援を受ける体制の充実を図ったほか、町立特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンターの指定管理協定を締結し、強化な福祉支援体制整備を進めるなど、各地域、関係団体と連携を図る取り組みが推進されております。

地域福祉・ふれあい事業の充実と地域支えあい体制の推進では、緊急情報キット「かけはし」は、地域支えあいネットワーク会議の活用より、昨年より3地区がふえ、延べ435件の設置が行われました。

4ページの介護予防・生活支援事業の促進と新たな介護保健サービス等の検討では、訪問介護事業において介護職員の充実した研修に努め、質の高いサービスの提供を目指し、信頼される介護事業の確立に取り組みされました。

居宅介護支援事業では、介護支援専門員4名配置を維持し、継続してケアマネージメントの質の向上と適切な事業所運営に努め、昨年度に引き続き単独事業で収支均衡が図られております。

新たな介護保険サービスでは、行政直営である特別養護老人ホーム心和園、在宅老人デイサービスセンター等を指定管理者制度のもとで運営していくことを町と話し合いを進め、平成26年4月1日からの移行に向けて準備を取り進めてまいりました。

地域事業ボランティアの育成と災害救援ボランティア体制づくりでは、誰もが気軽に参加できるイベント型の「ふらっとニコニコ広場」を開催し、各イベントに多くの方がボランティアとしてかかわり、ピーク時には241名の幅広い年齢層の交流が図られております。

また、社会福祉大会、地域福祉研究会では、災害をテーマに講演、演習を行い、平常時からの防災や減災の取り組みの大切さなどを位置づけ、町内外からボランティアの受け入れをするための学習の機会を提供されております。

5ページの資金貸付事業の充実と日常生活の自立支援事業の推進では、生活福祉資金制度の円滑な運用のため、相談体制の整備に努めたほか、就業支援を行うハローワークを初めとする第2のセーフティネットと呼ばれる各種支援施策の関係機関と連携し、生活困窮者への支援充実を図っております。

社協法人運営、事業経営の安定、理解度を高める取り組みと福祉活動拠点の整備では、新たな役員体制となり、各種会議の適時開催、役職員の各種研修会への参加などを通じ、会務の適切な運営や財産の管理、各種の情報交換に努めております。

会員と会費の状況では、人口減少に伴い、一般会員の減少が続いておりますが、特別会員の新規加入の促進に努められました。また、法人運営全体の的確な財政状況の把握

と経営実態の正確な反映を目的とした社会福祉法人新会計への移行準備を整えております。

次の6ページから25ページにつきましては、平成25年度の各事業報告であり、事業名、実施日、場所、内容などを記載しております。

初めに6ページからご説明いたします。

法人運営事業の内容であります。理事会、評議員会等の開催の状況について8ページまで記載しており、9ページに部会の開催と各委員会の開催、10ページは道社協及び釧路地区社協関係会議への参加、役職員研修の実施内容です。次に、11ページに会員と会費の状況、福祉団体等への助成内訳と日常生活自立支援事業の推進、そして広報活動の内容が記載されております。

12ページからは、福祉推進事業の内容です。

小地域ネットワーク事業として、たすけあいチーム事業の実施、地域福祉研修会の開催、地区座談会の開催、緊急情報キット「かけはし」配布事業。13ページに厚岸町地域支えあいネットワーク会議への参加。ノーマライゼーション普及事業として「ふらっとニコニコ広場2013」の実施。厚岸町障害者・児ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援、参加、協力。高齢者福祉推進事業として「ふれあい会食会」の実施の内容を。14ページに共同募金、協力事業として、赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金運動や協力、赤い羽根チャリティーパークゴルフ大会の実施。社会福祉推進事業として、記念レセプション「チャリティービアパーティー」の実施。15ページに、第12回厚岸町社会福祉大会の実施となっております。

次に、受託事業であります。

いずれも町からの受託事業で、外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業、福祉相談事業として地区相談所の相談支援件数、16ページに福祉中央相談所の開設、法律相談の実施、生活管理指導員派遣事業における派遣の状況について、介護予防普及啓発事業として「元気いきいき教室」の実施内容が18ページにわたり記載されており、続いてハートコール事業となっております。

次に、大きな区分の訪問介護事業であります。

訪問介護事業について、その事業内容説明と次ページにわたり利用状況となっております。介護保険制度におけるホームヘルプサービス利用者は、前年比9.8%増の延べ1,107名となっております。次には職員研修の実施内容、20ページに感染対策委員会の開催について、次に障害福祉サービス事業の内容、利用状況となっております。

21ページ、介護保険の適用者に対する居宅介護支援事業については、事業内容、利用状況となっております。要介護の利用者の合計は、前年比2.7%増の延べ1,235名、要支援については、前年比143.8%増の延べ156名となっております。次は、職員研修の実施の内容が22ページにかけて記載され、次がケース検討会の実施状況となっております。

23ページは、ボランティアセンター運営事業の内容で、地域ボランティア活動等の発掘推進、ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティア養成講座の開催、災害救援活動の支援に関する協定、災害ボランティアへの取り組み、ボランティア愛ランド北海道2013 in ゆうばりの関係、24ページにはボランティア情報誌の発行、ファミリーサポート事業、続いて、釧路地区ボランティア活動推進会議等への出席内容です。

25ページの福祉センター運営事業は、利用状況などの内容が記載されております。

次の資金貸付事業の内容では、生活福祉資金貸付状況、低所得者資金貸付状況の内容となっております。

続きまして、26ページからは、平成25年度決算報告書であります。

28ページをお開き願います。

平成25年度一般会計収支予算、資金収支計算書、総括表でございます。なお、この総括表は、民間会社と同様の基準で作成され、経常活動における収支、施設整備による収支、財務活動による収支の三つの区分で、お金の動きを把握できるようになっております。

経常活動による収支は、本来の事業活動によって資金を生み出し、設備投資や借入金の返済能力があるかどうかを判定するものです。施設整備による収支は、補助金や寄附金などにより、どの程度の施設整備が進められているかをチェックします。財務活動による収支は、借入金返済、預金積立金等を把握するとともに、経常活動と施設整備を含めた全体を把握します。

なお、表の摘要欄に米印の1から16までの数字が付されておりますが、29ページと30ページにその概要説明が記載されておりますので、参考としてください。

31ページから37ページが予算内訳表、38ページから44ページが決算内訳表となっております。事業ごとの収支はそれぞれ記載のとおりですが、8区分の事業区分について、一般会計全般にわたる収支の内容が社協独自の様式で作成されているものです。

38ページをお開き願います。

一般会計資金収支決算内訳表からご説明いたします。

決算の内容となります。一般会計欄の右隣、法人運営事業からご説明します。

厚岸町社会福祉協議会の運営に係る決算であります。

収入の主なものは、町からの補助金3,302万2,574円であり、支出の主なものについては人件費となっております。

続いて、福祉推進事業で、内訳として小地域ネットワーク事業、39ページにノーマライゼーション普及事業、高齢者福祉推進事業、共同募金協力事業、社会福祉推進事業であります。

40ページの受託事業は、厚岸町からの受託事業で、外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業、福祉相談事業、41ページに生活管理指導員派遣事業、介護予防普及啓発事業、ハートコール事業となっております。

次の訪問介護事業では、介護保険収入を主な財源とする訪問介護事業、介護予防訪問介護事業が42ページに記載され、続いて、障害福祉制度における障害福祉サービス事業、介護員養成研修事業、43ページには居宅介護支援事業、ボランティアセンター運営事業、福祉センター運営事業、資金貸付事業として、44ページに生活福祉資金貸付事業、低所得者資金貸付事業まで八つの事業区分にまとめ、その内容を記載しております。

28ページにお戻り願います。

平成25年度一般会計収支予算、資金収支計算書、総括表ですが、決算額は中ほどのB欄となります。一般会計全体の当期資金収支差額合計が表の下から3行目に記載されております。当期資金収支差額合計は194万3,986円となっております。その下の欄、前期繰越

に相当する前期未支払資金残高を加えることにより、一番下の欄の当期末支払資金残高は3,466万2,669円となった内容でございます。

次に、45ページをお開き願います。

平成25年度一般会計事業活動収支計算表、総括表で、損益計算書に相当するもので、47ページから53ページまでの事業ごとの内訳表を集計した内容となっております。この45ページの事業活動収支計算書、総括表でございますが、決算額はA欄となります。

なお、表の右端の摘要欄に米印の17から35までの数字が付されているものは、46ページにその概要説明が記載されていますので、参考としてください。

次に、54ページですけれども、平成26年3月31日現在の一般会計貸借対照表でございます。

まず、左側資産の部の当年度末の一番下の欄の資産の部の合計8億1,187万6,789円につきましては、右側上の負債の部の合計1億368万4,992円に、下の純資産の部合計7億819万1,797円を加えた額が最下段の負債及び純資産の部合計欄8億1,187万6,789円の貸借同額で一致しております。

なお、先ほどの28ページの収支予算の当期末支払い資金残高の3,466万2,669円につきましては、この表の資産の部の流動資産4,015万2,721円から負債の部、流動負債549万52円を差し引いた額と一致するものとなっております。

また、右側中ほどの純資産の部、下から5行目、次期繰越活動収支差額3億7,109万832円につきましては、45ページの損益計算書に相当する活動収支計算書の一番下の次期繰越活動収支差額と一致するものでございます。

次に、55ページ、56ページは、財産目録となっております、内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

57ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。平成26年5月15日に会計及び業務の監査を受けた報告内容となっております。

次に、58ページからは、平成26年度事業計画書でございます。

60ページに、事業方針及び重点推進項目として、5項目が記載されております。

1、指定管理者制度による特別養護老人ホーム心和園、在宅老人デイサービスセンターの経営。2、法人組織機構の改正による法人運営及び各種事業の推進。3、地域支えあい体制と各関係機関ネットワークの取り組み。4、地域、事業ボランティアの育成と災害救援ボランティア体制づくり。5、日常生活自立支援事業の取り組みと権利擁護の推進でございます。

61ページから64ページに事業実施計画としまして、三つの拠点区分に分け、さらに七つのサービス区分に分けて、具体的な内容が記載されております。

61ページ、一つ目の拠点区分の1、法人在宅事業です。そのサービス区分として、(1)法人本部事業、62ページ、(2)受託事業、(3)訪問介護サービス事業、64ページの(4)居宅介護支援事業の4事業があります。

同じく63ページの二つ目の拠点区分としまして、2、施設通所介護事業があり、そのサービス区分としましては、(1)通所介護サービス事業、デイサービスセンターの事業になります。(2)施設介護サービス事業、特養ホーム心和園の二つの事業になります。これらの2事業につきましては、今年度からの新事業になります。

64ページの三つ目の拠点区分、3、社会福祉センターの事業になります。そのサービス区分として、福祉センター運営事業となり、全体では3拠点区分、七つのサービス区分となります。

65ページからは、平成26年度資金収支予算書で、66ページは平成26年度資金収支予算書、全体総括表でございます。

事業実施計画でご説明したとおり、三つの拠点区分、七つのサービス区分で事業計画を作成しておりますが、収支予算につきましても同様な区分となっております。

67ページは社会福祉事業の収支予算書、68ページは公益事業の収支予算書、69ページから73ページは、拠点区分ごとの収支予算書となっております。74ページから101ページまでは、七つのサービス区分ごとの収支予算内訳となっております。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、66ページにお戻り願います。

平成26年度資金収支予算書、全体総括表ですが、全ての事業の合計が記載されております。資金の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。

最後に、最終ページの102ページをごらんいただきたいと思います。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。任期は、平成27年5月22日までとなっております。

以上、簡単な説明でございますが、報告第4号につきましてご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 これは、25年度の決算と事業の報告なので、ことしから始まる事業に関しては、この範囲内ではないということで、ことしからはここでもその準備という形で出てきているんですが、心和園とデイサービスを今度は町が具体的な事業者ではなくて、社協が行うことになるので、来年はまたちょっとこれと内容が変わってくるであろうと思われま。

その前段としてお聞きしておくんですが、社福の会計というのは非常に特殊で、ちょっと見ても、今の説明を聞いていてもよくわからないところがたくさんありまして、非常に稚拙な質問で申しわけないんですが、現在行われている介護保険事業ですね、これは介護ヘルパーの派遣事業は25年度の決算には当然出てくるわけですが、これだけちょっとかいつまんで、収支によってプラスになったのか、マイナスになったのか、恐らくプラスだろうと思うんですが、幾らのプラスで終わったのか、それをかいつまんで簡単に、どの欄をどういうふうに見ればいいのか、ちょっとよくわからないので教えていただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。

42ページの部門でいきますと、訪問介護事業4の1になります。それと介護予防訪問介護事業4の2になります。その下から3行目、訪問介護事業でいきますと184万6,374円、失礼しました、その下の欄でございます。その下の欄の前期末支払資金残高(11)というところですがけれども、そこに訪問介護事業については1,845万7,370円、介護予防訪問介護事業につきましては……(発言する者あり)

- 議長(音喜多議員) 休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

- 議長(音喜多議員) 再開いたします。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長(高橋課長) 再度、ご説明申し上げます。

先ほど申し上げましたけれども、訪問介護事業につきましては下から3行目の184万6,374円、介護予防訪問介護事業につきましてはマイナスの13万8,091円、これが25年度の収支でございます。その下、前期末支払資金残高、これが前年度の分でございます、一番下が25年度末の状況になりまして、訪問介護事業につきましては2,030万3,744円、介護予防訪問介護事業につきましては3万9,096円の内容となっております。

- 議長(音喜多議員) 12番、室崎議員。

- 室崎議員 そうしますと、簡単に言うと、この4の1と4の2のところに出てきた欄が一番下のほうに三つありますけれども、184万六千何がしというのは一応出た数字で、1.845万七千何がしというのはまだもらっていない分で、それを合わせるといって、最終的な数字としては二千何がしになりますよという、俗に言うと、そういうような形になるわけですね、この帳簿は。

それで、この二千何がしの話はしますが、最終的に出てきた数字がこの数年どういう傾向を示しているか、ごく大ざっぱでもいいですから教えてください。

それから、財源のほうで、収入ですね、その中で、会費収入というのが総体のところにも出てきていますよね。たしか、特別会員とか通常会員とか、いろいろな名前であるでしょうけれども、各自治会員に、事実上割り当てのようにして会費徴収をしているというふう聞いていますが、それはそのような仕組みなんですか。

それを前提にしてお聞きするわけですが、この前にもほかの議員からも話が出ておりましたが、各自治会の支援がなければ社協というのはやっていられないんだという話はよく聞きます。しかし、広報の折り込みの中に、社協のお便りが入ってきて、その1ページに収支決算書が載ってくる以外に、各自治会に対してきちんとした説明というものはなされているのでしょうか。

それから、これはきょうの論点ではありませんが、関連してお聞きしたいのは、この26年度に入って、社協事業大きく変わってきましたね。そのことによって、またいろんな話が町内に流れていますね。簡単に言うと、やっていけるんだろうかというしきの疑念ですね。それに対して、社協はこうやって、こうやって、こうやっていますよというような説明が、それこそ膝を交えて各自治会一つ一つでなくてもいいですけども、そういうところに行われる予定はあるのでしょうか。あるないだけで結構です。

それと、もう一つお聞きしておきたいのは、先ほどの会費徴収との話に絡むんですが、55ページの財産目録を見ますと福祉基金積立金というのが出てくるんですね。約3,000万円、これ何に使う目的でため込んでいるんですか。こういうことの説明というのは、恐らく一般の町民には、また自治会では聞いたことがないと思うんですね。このあたり、ご説明をいただきたい。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時36分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 貴重なお時間をとらせて申しわけございません。

ご質問あった4点について、お話ししたいと思います。

まず、1点目のここ数年の財政状況ということでございますけれども、確認できましたのが平成23年、24年、25年と3年分となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

お配りしている報告第4号の41ページをごらんいただきたいと思います。先ほど各部門、訪問介護事業と介護予防訪問介護事業の中でお話ししましたが、全体の中でお話ししたいと思います。その年によりまして区分が若干変わるものですから、整合性をとるために全体の部分でお話ししたいと思います。

まず、平成23年度の訪問介護事業の全体額でございますけれども、一番下の欄、当期末支払い資金残高でお話ししたいと思います。平成23年度につきましては1,730万9,269円、平成24年度につきましては1,873万2,787円、そして平成25年度につきましては、ここに記載のとおり2,063万9,743円、このような状況となっておりますので、経営といたしましては安定しているということになるかと思えます。

それと、会費徴収に当たって、自治会への説明はどうなっているかのご質問でございますけれども、まず社協で出しております広報誌「しゃっきー」の中でお知らせをしております。それと、自治会へは通知、案内文書、こういうことで会費をお願いしますという文書を配布しております。これにつきましては、今後、事業もふえたこともありまして、わかりやすい形で収支が図られるようにお話をしていきたいと思っております。

それと、3点目の説明会の開催でございますけれども、これにつきましては現段階ではちょっと確認とれませんので、こちらのほうから社協のほうにお話をしていきたいと思えます。

4点目の基金の目的でございます。

社協に福祉基金の規定がございます。第1条に設置とありまして、ここに社会福祉の推進と社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の健全な運営及び財政確保に資するための福祉基金を設置するというふうに規定されておりまして、特に目的とかは記載されておりませんが、内容としましては、単年度の景気の不足の対応と、あと将来の経営の安定のためという形で基金を行っている状況でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 これ最後ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

他団体のことですから、別にそんなに深く突っ込む気もないんですが、この基金に関しては、社会福祉法人が福祉目的のために使いますといたら、それは目的がないのと同じですよ。存在が福祉のためなんだから。ちょうど厚岸町が基金をつくって、行政目的基金とつくるのと同じでしょう、それだったら。そうすると、何にでも使える金を3,000万円もため込んでいるということになるわけですよ。

そうするとね、こういうことは全く説明されていないんですよ。それは配った紙には書いているかもしれませんが、どっかの欄にちょこっとね。でも、そんなもの隅から隅まで読んでその内容を理解できる人は、それはそういう事務局の人は別としていないでしょう。だから、みんな知らないんですよ。

それで、たしか1件当たり500円だったかな、1世帯当たり500円だったかな、はい、あなたのところは100件ありますから5万円ですよというふうに。これあれなんですよ、早く言うと、割り当てが来るんですよ。そして自治会のほうから、ほかのことと違うからというんで出しているんですよ。領収書が1枚来ればいいようなもんですよ、早く言えば。でもね、どの自治会も爪に火をともしようにして、その集めた会費でいろんなことをやっているんですよ。だから、自分たちからこれが出されないと、社協というのは動かなくなってしまうとみんな思っているから出しているんです。そこがね、そういうお金を集めて動いている団体が、3,000万円ものため込み金を別に持っているということは何の説明もしていないんですよ。

それが、例えば来年、ここんところを直さなきゃならないから、それで何年間かかけたためといてあそこを直すんですよというのならわかりますよ。でも、そうじゃないでしょう。将来の経営の安定のためなんていうのは目的には入りませんよ。このあたりを明確にする必要があると思えます。そして、こういうわけだから自治会だとか、あるいは一般の方々だとかにも、こうやってみんなの浄財で動くんですよということを示さなきゃなりませんよね。

今、新しい事業がこの4月から始まりましたよ、社協としては。それに対しても、いろんな今、不安の声が出ているときなんです。信頼をきちんと持たないとやっていけないですよ。そういう意味で、この助言なり指導なりをよろしく願いたい。その

ように思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

今おっしゃられた部分につきまして、町のほうからも社協のほうにご説明をして、申し入れ等をしていきたいと考えております。ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 私はですね、平成26年度の事業計画予算ということのほうで、平成26年度、新たに始まった施設通所介護事業について若干お聞きしたいんですけれども、平成26年度になって新しく町の持っていた在宅と居宅の一つを管理委託したわけなんですけれども、26年度になってから、そこで働いている人方にどうですかというふうに聞いたことがありました。そのときには人が足りなくて大変忙しいんだという話をされました。それを裏づけるように、4月と5月だったかな、人員募集のチラシなりが2回ほど入ったと思うんですよね。まず、当然、厚岸町としても平成26年度から新たに委託をしているわけなんですから、まずこの26年度なりの運営を良好にさせるためには、やはりその人員確保というものにも当然ある程度の責任というものも町側のほうではあるというふうに思うんですよね。募集したけれどもいないから、現行の中で過重な負担を職員のほうに強いるものに対して、何も素知らぬというふうにはならないというふうにも思ひますんで、まずこの2回の募集で施設人員がしっかりと確保されたのかどうかというものを教えていただきたいなというふうに思ひます。

また、この施設通所介護事業、71ページの中には市町村の補助金収入というものが1,301万2,000円というふうにあるんですけれども、これは管理委託に関してはお金は町のほうから持ち出しはないよというように説明はされていたんで、この1,301万2,000円というのは、当然そうすると人件費分とか何かの増額負担分ということを昨年の12月以来いろいろと説明されている。その金額がこれになるのかなと。ということは、将来的にはこの金額を含めて、ここの欄というのはゼロになる、限りなくゼロになるのかなというふうにも思うんですけれども、そのように理解しておいてよろしいのか教えていただきたいと思ひます。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えしたいと思ひます。

まず、人員の配置の関係でございます。人が足りているのかというご質問でございます。おっしゃられたとおり、社協においては募集をかけております。若干、平成25年に比べますと介護員の数もちょっと少なくなっております。社協のほうもそのままではいいと考えておりませんし、そのことありまして募集をかけていると。なかなか看護師と同じように介護員も人手不足で、募集をかけてもすぐ集まってこないというような

状況にありまして、その辺につきましても心和園のほうからも話は来ておりまして、こちら町といたしましても知らないふりという顔していませんで、いろいろ探してはおりますけれども、なかなか中途でもございますし難しいと。ただ、なるべく早目にそういう手だてができるように努力しているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それと、補助金の関係です。1,301万2,000円につきましては、これは3年間、正職員の部分の補償の部分でございます。ですから、3年たちますとこの部分はおっしゃるようにゼロに近づくという形になろうかなと思えます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 人員確保については、重々、町としてもやはり関与していかなければならないというようなことでは承知されていると思えますので、ただでさえも重労働、大変な職場なわけなんで、それが町からの管理委託によって、なお一層環境が悪くなってしまうということには、やはりなってほしくないと思えますので、ぜひとも町としても積極的な協力といった中で、人員の確保に努めてもらいたいというふうに思えますので、お願いいたします。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） その部分につきましては、町としても努力してまいりますし、今1名ですね、実は育休に入っている方がおりまして、その方がもう少ししたら復帰するというので、現在、平成25年に比べまして介護員の数が、心和園におきましては1人、2人少ない形になっております。1人が復帰しますと1人が少ないという形になりますので、なるべく早くその不足分を充足したいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口委員 ちょっと細かいことで申しわけないんですが、25ページ、8、資金貸付事業とありますよね。これ、生活福祉資金貸付状況というのがありますけれど、新規貸し付けが2件だったというふうになっているんですが、これは今までと比較して資金を借りる人がふえているのか、減っているのか、横ばいなのか、その辺をお聞きしたいと。

それから、低所得者資金貸付金状況というのは、これは生活保護なんかの受給申請をするため、実際に生活保護の決定、そして保護費が支給するまでのつなぎに使ったりするお金かなというふうに思うんですが、これがふえているのか減っているのか、ちょっとお聞きしたいと。

それと、この長期滞納1件というのがありますけれど、これはどのぐらいたっていて、現在も町内に在住しているのか、その滞納されている方がどういう状況にあるのか、

ちょっと説明をお願いいたします。

今、堀議員、質問されておりましたけれど、この介護職員の問題ですよ、施設の。それで非常に過重労働等が心配されるというようなことがあるんですけども、事項を町は証明されて、昨年議会で、かなりその問題で議論した際に一部あったと思うんですけど、現在抱えている、現在って去年までね、抱えている訪問、ヘルパーさん、介護訪問、そういう職員も含めてこの事業を円滑にやることも可能なんだというような説明も、あのときはされていたように思うんですよ。そのあたりではどういうふうになっているのか、ちょっとお尋ねをいたします。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

このまま昼食のため休憩いたします。再開は13時といたします。

午前11時54分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 大変お時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

ご質問の資金貸付事業についてお答えしたいと思います。

一つ目の生活福祉資金の貸付状況でございますけれども、平成23年は2件、平成24年は3件、平成25年は2件となっておりまして、横ばいをしておりまして、大きく件数は変化してございません。この中身につきましては、低所得者の方に対する貸し付けでございます。主に教育支援と就学支援となっております。

二つ目の低所得者資金の貸付状況でございますけれども、平成23年が11件、平成24年が14件、平成25年が8件という形になっておりまして、こちらのほうも低所得者の方に対する生活費の一時的な貸し付けという内容となっております。

この低所得者資金の貸付状況の中で、長期滞納1件となっておりますけれども、これにつきましてはどういう対応をしているかということですが、民生委員、児童委員の方をお願いをいたしまして訪問等の対応をしております。この低所得者の資金でございますけれども、厚岸町は償還率が非常に高い状況となっております。これにつきましては、今もお話しましたけれども、民生児童委員の方に協力いただきまして、滞納がある場合はお宅に訪問をして、お話をし、償還を促していくというような状況になってございます。

それと、3点目の介護員への状況でございますけれども、今現在、先ほどもお話ししましたけれども、心和園の中での介護員が25年度に比較しまして2名少なくなっております。その部分につきましては、現在、職員間で確認をしながら、お互いの負担にならないようにシフトを組んで業務に当たっているという状況でございます。ヘルパー

の利用の関係ですけれども、現在は実際にヘルパーは心和園のほうに入っております。それと、ことし社協のほうでヘルパーの養成講習やっております。今、3カ月間の日程でやっておりますけれども、こちらの方、受講を今しておりますので、その方についても今後任用につながればなというふうに考えてございます。(発言する者あり)

答弁漏れがございました。長期滞納の1件の期間でございますけれども、数カ月間の滞納状況となっております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 そうすると、これ長期滞納というけど、数年次にわたっての滞納ということではなくて、24年か25年に納めなきゃならないのが若干おくられているという程度で考えていいんですか。

それともう一つは、昨年、生活保護の受給に対する制度が若干変わりましたよね、8月からね。それで、この8件となっておりますけど、生活保護の受給をされる方がふえているのか、減った結果、前年度より資金を借りる件数が減ったのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

それと、介護職員の関係なんですけれども、そうすると、今のところは社協が事業主体になっておりますけれども、介護職員の今までヘルパーなんかをやっていた人が、施設の介護職員を目指すという人は今のところは出てきていないというふうに理解していいんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。

まず、1点目の低所得者資金貸付状況の中で、この25年度につきましては、8件と減っているというような状況で、生活保護の実態はどうなんだということですが、この貸付事業につきましては、生活保護の部分とは直結はしてございませんので、一時的にお貸しするという状況ですので、ちょっと今、生活保護の増減の部分については、今現在ちょっと把握してございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、介護職員の関係でございますけれども、先ほどヘルパーの養成講座やっているとのお話をしましたけれども、そこから当然施設の介護員を目指す方、あるいは訪問のほうを目指す方とおります。今現在、社協のほうでヘルパーをされていて、心和園のほうに介護員として勤務をしたいというような希望があったという話は、今のところ聞いてございません。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 この低所得者の生活資金は、そうはいつでも一般的にはやっぱりつながりだと思いませんか。利用される方が主ではないのかなというふうに思うんですよ。そうすると、昨今の生活状況だとか、あるいは仕事だとか、病気だとかいろんなことがあって

生活保護等にいく関係が多いと思うんですよね。そういったときに、資金の増減がただ少ないというふうに、たまたま少なかったんだというふうに見ればいいのか、それとも生活保護が申請しても受けるような条件にならなようなことが生まれてきているのかね。最近、全国的に見れば水際作戦とかということで、申請さえも受け付けないというようなことが言われているんですよね。そういうことが、厚岸町はそういう対応はされていないと思うけれど、生活保護の受給申請がなかなか通らないというようなことで件数が減って、それがこういう資金の貸し付けにも連動していったいないのかどうなのか、その辺をやっぱりきちんと見ていただきたいと思うんですよね。それでないと、この資金の意味がなくなってしまうというふうに考えますので、お願いしたいと。

あとは、この介護職員の問題については、まだ切りかわったばかりでありますから、社協のほうの対応がどうなっていくのかということで、先ほど12番議員さんにも答えられておりますし、今そういう養成等も行っているという中で、新たな職員が生まれてくるのか。その辺ががやっぱり、ただきちんと必要な職員が配置されているという状況をつくっておいていただかないと、やはり困ると思うんですよね。そのあたりについては、町の手を離れていますけれど、やはり監督する側、あるいは委託する側としての対応をきちんとしていただきたいというふうに考えているんですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） この低所得者の資金の貸し付けでございますけれども、これにつきましては、民生児童委員の協議会、年度初めとかにこの概要を説明して、そういう対象者がいらっしゃったときには訪問なり、あるいは今おっしゃっていた生活保護の方についても把握していただくようにというようお願いをして、現在参っております。それにつきましても、今後十分に対応していきたいというふうに考えております。

それと、介護員の関係でございますけれども、社協のほうに切りかわったばかりで、その運営自体がまだ不透明な部分があるということでございますけれども、基本的には町でやっていた部分と大きく変わるものではございませんし、先ほどもお話をしたとおり、不足と思われる部分につきましては今後補充をして、問題ないような人数体制でやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（音喜多議員） 日程第12、報告第5号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました報告第5号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について、その内容の説明をいたします。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであり、別添の株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書により説明いたしますので、ごらん願います。

まず、1ページ目からは、第21期の営業報告書で、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業期間に関するものであります。

2ページをごらん願います。

総括事項であります。内容を読み上げます。

わずかながら景気の回復を感じられる中、これまで停滞していた北海道の観光動向は若干ではありますが回復の兆しが見られます。また、町の特産品であるカキの生産も安定し、平成5年6月の開設から20年目の節目となる営業年度は、売上高及び売上利益はこれまでの決算の中で最も高い数値を確保することができました。

営業面では、個人型及び団体型旅行の企画等をさまざまな媒体を活用して広くプロモーションを施した結果、大きく飛躍した平成24年度の売上高をさらに上回り、レストラン部門では過去最高となる7,282万7,000円、前年度対比103.9%、272万2,000円の増加。また、メイン施設となる炭焼き、あぶり屋を含む生鮮部門では1億954万8,000円、前年度対比123.2%、2,066万円の増加となり、旅行業者関係の取り扱いも過去最高の1万5,997名、前年度対比146.6%、5,083名の増加の実績を残すことができました。

大きな要因としては、第一四半期が好調であり、新たに釧路空港へ就航したエア・ドゥ、夏期にフジドリームエアラインズが中部・東海地区からチャーター便を運航したことなどの追い風を受け、個人及び団体の利用が促進されたと分析します。

これらの入館者の増加などから、飲食部門はもとより、お土産コーナーの売上高は大きく増加し9,734万3,000円、前年度対比114.5%、1,233万8,000円の増加となり、増収増益となりました。これにより、入館者数も22万7,101名、前年度対比106.5%、1万3,871名の増加となり、純売上高においても2億8,971万6,000円、前年度対比114.5%、3,665万1,000円の増加と大きく増加させることができました。

また、毎年実施されている2014年の旅行雑誌「北海道じゃらん」による道の駅満足度調査グルメ部門では、4年連続の1位に輝き、食を掲げたテーマパークとして話題の絶えない飛躍の年となりました。

以上が、総括事項であります。

次に、総務事項についてであります。株主総会及び取締役会の開催状況のほか、株式の状況や役員、従業員数の状況など、内容は記載のとおりであります。

次に、4ページの月別入館者状況であります。

月別入館者の推移は記載のとおりであります。年度間合計数では、一般入館者が21万1,104人、旅行業者関係の入館者が1万5,997人、合わせて22万7,101人の入館者総数となり、前年度との比較では106.51%となっております。

次に、5ページからは、決算報告書についてであります。

6 ページをごらん願います。

まず、貸借対照表であります。資産の部では、流動資産は7,970万9,787円、固定資産は71万3,665円、資産合計では8,042万3,452円であり、前期との比較において15.0%の増となっております。負債の部では、流動負債が1,736万187円で、前期との対比で10.4%の増であります。固定負債については、前期同様ありません。純資産の部では、株主資本の額が6,306万3,265円で、前期との対比では16.4%増となっております。利益剰余金は、マイナスとなっていることから欠損金となりますが193万6,735円と、前期との対比では82.1%減少しております。

次に、7ページは財産目録であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8 ページをごらんください。

損益計算書であります。

売上高科目のうち、純売上高は2億8,971万5,570円で、前期との対比では14.5%の増であり、これに指定管理費収入を加えた売上高は3億1,470万4,823円となり、この前期との対比では13.2%の増となっております。

売上原価は1億5,771万4,299円で、前期との対比で13.4%の増であり、売上利益においては1億5,699万524円、前期との対比で13.1%の増となっております。一方、経費であります。販売費及び一般管理費は1億5,197万745円で、次の9ページにその内訳を示しておりますが、これを前期と対比しますと12.8%の増となっております。この結果、営業利益は501万9,779円となっております。これに営業外収益の407万9,049円を加え、また営業外費用の9,353円を引いた経常利益は908万9,475円となり、この結果、法人税などを差し引いた当期の純利益は888万3,475円となっております。

この利益の処理につきましては、13ページにお示ししておりますが、前期からの繰越損失に充当し、当期末処理となる193万6,735円が次期繰越欠損として処理されております。

戻りまして、10ページは、株主資本等変動計算書であります。

当期純利益の888万3,475円の経常により、純資産の部合計の当期末残高は6,306万3,265円となっております。

11ページは、個別注記表であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは、監査報告書であります。

次に、14ページですが、部門別収支決算書であります。

一番下の行には、それぞれ部門ごとの経常利益の額が記載されており、これを前期との比較で申し上げますと、総務部門ではマイナス数値が39.4%増加しておりますが、レストラン部門では前期との比較で6.6%の増、魚介市場部門では83.9%の増、喫茶部門で39.8%の増、展示販売部門で30.3%の増となっております。

15ページからは、平成26年度第22期の営業活動計画についてであります。

16ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度営業活動計画でございます。営業の概要について読み上げます。

平成25年度の営業成績は、これまで行ってきたプロモーションの効果により、個人型

を初め団体利用が促進され、提案した昼食企画や夕食企画がもたらした結果であると分析されます。

今年度においては、4月から10月まで釧路港に多数寄港する大型クルーズ船や8月のみ釧路空港に週3往復運行するJAL中部線の就航、さらには道東自動車道白糠インターチェンジの開通など、さらなる地域観光活性化の期待が高まります。そのためにも、地域間の連携を強化し、魅力ある素材の発掘と活性化、販路の拡大に取り組みます。また、今後の開発プロジェクトとして、アウトドアガイド育成事業にも全力を注ぎ、自然を活用した体験型観光の充実促進を目指しますとしております。その上で、当期の計画では14項目にわたる実施事項を掲げて取り組む方針を記載しております。

まず1として社員の意識改革、2として町民利用の拡大、3としてアウトドアガイドの育成、4として1階喫茶コーナーのリニューアル、5として旅行者への営業活動の戦略化、6として観光誘客宣伝事業、7として修学旅行誘致の強化、8として施設管理と機器の更新、9として総合観光案内所の充実、10として道の駅連携と物産交流プロジェクト、11として催事物産販売プロジェクト、12として地域グルメ事業の推進、13としてキャラクター効果の充実、最後に14として防災拠点としての危機管理の強化という内容のものとなっております。詳細については、それぞれ記載のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、19ページは、平成26年度第22期の部門別収支計算書であります。

当期につきましては、これまでの実績を踏まえ、各部門ごとに計画の積み上げを行い、全体の純売上高で前期実績の0.4%増となる2億9,100万円を見込み、売上原価で1億5,728万円、売上利益では1億5,997万2,091円、前期実績との対比では1.9%の増と見込んでおります。一方、経費合計では、前期実績の2.4%増となる1億5,566万2,500円を見込み計上しております。このため、営業利益は430万9,591円となり、営業外収入では320万円を見込んでおります。この結果、当期の経常利益を750万9,591円と見込んだ計画となっております。

以上、経営状況説明書の内容説明ですが、このほかお手元には補足資料としまして、株式会社厚岸味覚ターミナル開設後の各年度の収支決算状況推移と、平成25年度第21期の部門別収支決算を計画額と比較した表をお配りしておりますので、参考としてください。

以上、大変雑駁な説明でございますが、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況の説明とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 今お聞きしてしまして、大変明るい報告ということになったことを、まずもって担当者の努力をたたえたいと思います。本当に大変な中で、よくここまで努力していらっしゃるというのが偽らざる印象です。

その上でお聞きしますが、ごく初歩的なことをお聞きするんで申しわけないんですが、6ページの貸借対照表の中に無形固定資産というのが出てくるんです。それで電話加入

権と括弧してあるんですが、これどんなものなのか説明してください。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この電話加入権につきましては、開設時あそこに電話を加入するときにN T Tのほうからの電話加入権というものでございますが、これにつきましては、以前の、この議会の中でもこの電話加入権が載ることがどうなのかというご質問がされたことを私も記憶してございますけれども、味覚ターミナルのほうのこの貸借対照表に掲げている無形固定資産、電話加入権の部分につきまして、会社のほうとしましても、専門の税理士さんのほうにも照会をさせていただいて、実態としては今も制度としてはあると。時価評価としてはないというのですが、税務処理上として残すことは差し支えないという判断のもとに、これまで同様に電話の加入権につきましてはこの欄に記載をさせていただいているという内容のものでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 税務評価云々というような話が出てきたんだけど、基本的にこの貸借対照表資産の部に資産価値のないものを載せるということは適当なんですか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この貸借対照表に載せるのが適当か、適当でないかという部分も含めまして、私どもも税法上のことは余り詳しく知らなかったものですから、会社のほうで専門の税理士さんのほうに照会をさせていただくと、処理上この貸借対照表のほうに載せることには問題はないという見解を受けて、そのまま継続させて記載をさせていただいているという内容でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 問題はないという言い方は非常に曖昧でよくわからないんですよ。適当か適当でないかと聞いているわけですね、適当でないけど問題はないというのは、よく世の中にあるんですよ。

税法上の、税法上のと今おっしゃるけれども、貸借対照表というのは税務署対策のためにつくるわけでもないと思うんですね。この貸借対照表の最も基本的な部分は、もちろんいろんなほかの要素が入っていますよ。会社で、会社というのは、言葉は悪いんですが、人のふんどしで相撲をとるための制度ですよ。自分の金じゃないんですね。資本金というけど、それは株主が、株という分割された所有権に基づいて出資しているわけです。それから、会社企業が動いていくための財源というのは、そのほかに借入れを行うわけですね。社債を出すというようなこともあります。それから、銀行から直接借入れることもあります。そうすると、株主と債権者のお金を使って、そして事業を行う

のが株式会社なんですよ。したがって、株式会社だけじゃなく、企業はみなそうですが、企業というのは、常にその出資している方、それからそれにお金を貸した方に、万が一ここで終わりですというふうになっても、私どもの財産を全部金銭にかえれば、あなたたちに十分お返しできますということを見せなきゃならないんですよ。それが基本でしょう。もちろん、いろんな要素が入っていますから、それだけで言い切れない技術的な問題は幾つもありますけど、大原則はそうです。

そのときに資産価値のないものを、資産価値がまるであるかのように評価して載せていくことが適当なのかと聞いているんです。勧められることなのかと聞いているんです。ただ、それをやったからといって違法ではありませんよという意味で、税法上問題はなないと、こういう言い方になるかと思えますよ。それは税法上違反行為ではないと言っているだけのことでしょう。その意味で、きちんとお答えをいただきたい、このようなわけであります。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 1 時31分休憩

午後 1 時35分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えします。

今ちょっと確認をさせていただきましたが、やはりこの部分につきましては、当時、株式会社のほうで電話加入権ということで購入をしたということで、先ほども説明しているような形で、時価の評価額として少なくなっているかもしれないけれども、そういった形で今までやってきたと。

ただ、質問者が言われているのは、税法上のいそういうことではなくて、この貸借対照表の中に載せることが適当かということでございます。その部分につきましては、会社のほうも、今ちょっと担当の者との連絡が十分とれていない部分もありますけれども、いずれにしても、こういう形でこのたびの株主総会のほうも処理させていただいておりますので、この部分につきましては次年度以降、ここに本当に載せるべきものなのか、乗せることが適当か含めて、専門の方にもお聞きしながら、次年度以降の調整についてはそのような配慮を、適当な処理の形をとっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

6 番、堀議員。

●堀議員 本当に25年度、大幅な黒字を計上して、ようやくと繰越利益剰余金もマイナス

からプラスに転じる見込みが出てきたといった中では大変喜ばしい。ただ、中身的には平成21年度だったかに、指定管理料約1,000万円近く上げているといった中でのものもある中では、もろ手を上げてというふうにもなかなかないところもあるのかなと思うんですけど、ただ経理上は経理上で当然利益剰余金として、来年度末には、今年度末には利益剰余金としてある程度の金額を見込みができると。

昨年、日本の外国人の観光人口が1,000万人を超えた。この4月、5月ぐらいまでの中では、もう既にことしの中では1,300万人を超えるのは確実であろうというふうにも言われております。本当に観光に関して言うと、世界的なパンデミックというか、爆発的に観光人口がふえているという中では、その恩恵というのも当然この辺境の厚岸町であろうとも幾ばかりかあると思うので、この事業計画自体が堅調に推移すれば、これだけの最終的な経常利益750万円ほどは見込めるのかなというふうには思います。

といったときに、繰越損金というか、繰越利益剰余金を差し引いた段階では、当然、今年度末には500万円を超えるだけの剰余金というのが出ると。この厚岸味覚ターミナルに関しては、厚岸町が50%以上の出資者ですから、当然その利益に対する配当制というものを厚岸町としては会社のほうに求めることができる。強いては、それはつまり町民がこの会社に求めることができるというふうにも言い換えることができると思うのですけれども、当然、平成26年度の株主総会というのは来年度の5月とかに開かれて、その中で株主の配当制とかも決議されるものだとは思いますが、当然ことしの中で、ことしから既に会社側には、その利益剰余金の分配方法、そういったものもしっかりと申し入れをした中で、厚岸町民に対する還元というものを考えてもらうように、きちんと申し入れていくべきだというふう思うんですけども、この点についてはどうなんでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

ご質問者言われるとおり、繰越損失として193万6,000円何がしという部分が25年度末であります。26年度の今の計画では750万9,000円という額ですから、計画どおりにいけば550万円強の利益剰余金が出るという見込みでございます。ご質問者もご承知のとおり、観光というのは水ものでございまして、25年度は今までにないだけよかったです、4月、5月にとってみれば、さらにまたことしはそれをまた超している状況で頑張っております。ただ、この先もこのままでいってくればよろしいんですが、この先ちょっとわからない部分もあります。

ただ、会社の中での話しとしまして、計画どおりにいけば、これまでの損失金の部分も解消して利益剰余金が出る、見込めるような状況になってきました。そういった場合に、出た場合にどうするかという話も、正式議題ではありませんけれども話としては出ております。利益額がどのぐらいになるかによっては、考えられることとして三つ考えられるなということを会社の中でお話ししています。

一つは、今、質問者も言われたような町民還元の事業を考えていくこともあるなど。それと、以前に、平成11年でございますけれども、経営上の支援ということで、町から

備品をターミナルに譲渡しております。これは、平成6年からあそこの施設オープンしましたけれども、開設以来のずっとした備品でございますので、その更新も当然行わなければいけないという状況になってきております。備品を譲渡しておりますから、これは会社のものです。ですから更新に当たっては、ターミナルの株式会社のほうで行わなければいけないということで、それをそういった利益が出たときに順次更新をしていくような形をとっていく必要があるだろうなということ。それと、最終的な額にもよるでしょうけれども、厚岸町に対して何らかの形で寄附するような行為、こういったことも税理士さんのほうにお聞きしますと、法的には問題のないこともあるということで、そういった大きく言えば三つの考え方をもちながら、利益剰余金が出た場合には対応していくことが適当でないだろうかという話が今されております。

ただ、いずれにしても、まだ今季始まったばかりでございます。この後の状況を推移を見ながら、そういった収支が明らかになってきた時点で、その時期時期に応じた対応を株式会社としてはとっていくという話をお聞きしているところでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そうすると、利益剰余金の処分方法としては3種類といった中で、ただ、この会社自体が内部留保して何か新しいものに投資をしようとかというように事業計画に持っている会社じゃないですよ、当然。観光施設を新たに設けて経営をしていくというようなものではないというふうに私は理解しているんですけども、といったときには、内部留保資金というものを極力なくてもいい、今までもないわけなのですから。ただ、最低限の内部留保だけでもいいといった中では、やはり先ほど言われた原価償却資産の未更新部分を自前で更新していくのに充てようというんですけど、ただ何年か前にもあったと思うんですけども、大型冷蔵庫を買いかえるとかといった中では、厚岸町でお金を支出しておりますよね。当然それは厚岸町の備品として、だから交換している。といったときには、コンキリエで持っている備品と厚岸町の持っている備品というのが二つが存在しているというふうに理解していいのかなと。ただ、それは私方、平成11年とかの話なんで、どれがそれじゃコンキリエで持っている備品なんだと、どれが厚岸町で持っている備品なんだというのがはっきりわかっておりません。やはり、これは、もしそういうものがあって、それらのものに更新、処分などの更新などをしていこうというのであれば、その資料というものは改めて出していただいた中で、何年に購入したもので残価が幾らであるというようなものを出していただかなければならないと思うんですけども、どうなんでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 厚岸町の味覚ターミナルに建設当時備えつけているもの、それにつきましては、更新時は厚岸町のほうで行っているというのがあります。それと、備品という部分でございますが、それにつきましては議会にお示ししております。どの機会にお示ししたかということ、指定管理者の更新の際、参考資料ということで

基本協定書の案をお示ししたかと思えます。この基本協定書の後ろに別記ということで、建物の大きさであるだとか、設備であるだとか、それと物品ということで、その備品の一覧を、片袖机であれば規格がどうで、数が何個でいう一覧もおつけして提示をさせていただいております。ここにその提示をさせていただいたものが、厚岸町として味覚ターミナルのほうに、今、貸し与えている備品ということになります。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 3回目なのでこれで終わりますけれども、そうすると、ただあのときの備品帳でいうと、余り高価なものというのは私のほうではないというふうに理解はしたんですよ。これらを当然、一遍に買いかえる必要もないわけですから、当然会社としても経営経常利益状況も考えた中では、適切な更新というものを図られた中では、それが利益剰余金が全てそこに向けられるものではないというふうに当然思うんですよ。そういった中では、やはり仮にそちらに向けられても、先ほど言われてましたけども、しっかりと町民還元なり、また、厚岸町はあくまでも五十数%ですから、残り四十数%は当然ほかの株主がいるわけですから、そちらの方々には当然配当というものも当然考えていかなければならない。それが会社ですから。そういった中では、そこら辺もきちんと、来年の株主総会するときにはしっかりとした考え方を示せるように、今からというのはまだちょっと早いのかもしれませんが、12月とかですね、そのくらいになったときには、やはりしっかりと会社側とも、町としても権利を主張した中で協議をしていただきたいというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えいたします。

一品一品とれば、そんな高価なものというものの備品というものはありませんけれども、当然レストランでいけばテーブルだとか椅子だとか、ああいったものを、あそこにある椅子も、もうかなり底傷んでいる状況であります。ああいったものを全部更新すると結構な額にはなります。利益剰余金を全てそちらのほうに充てるだとか、そういう考えではなくて、先ほど言った三つの方法というものが考えられると。何か一つに特化して、全部そこに集中投下しようということではありませんし、まだまだ使える備品を利益が出たから、この際だから新しくしましよやと、そういうような考え方もございません。

それと、来年のこの経営状況報告の際には、利益として幾らが出て、どういう処分をしたかというのは当然こういった形で説明させていただきますので、そういったものに向けて、今後も会社のほうとは相談をして取り進めていきたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

(な し)

- 議長（音喜多議員） なければ、以上で質疑終わります。

これをもって、報告済みといたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第13、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、9番南谷議員の一般質問を行います。

9番、南谷議員。

- 南谷議員 第2回定例会に当たり、さきに通告してあります2点について質問いたします。

1点目、水産、酪農支援について質問いたします。

日本創成会議の試算では、道内自治体の78%に当たる147市区町村で、出産数の95%を占める20から39歳の女性が2040年には半減する推計をしております。将来的に自治体を維持できなくなる可能性を指摘、私はこのニュースに衝撃を受けました。本町も、都市への人口流出、少子高齢化が顕著で、人口減少は町民誰もが周知するところであります。私は、本町の自然環境や諸条件からして、将来のまちづくりに基幹産業である水産業と酪農の支援が最も有効で、それも実行性があるものが結果として人口減に歯どめをかけると考えまして、質問をいたします。

初めに、水産支援についてお尋ねをいたします。

本町の太宗漁業は昆布漁業であります。厚岸産昆布のブランド力アップと、漁労、労力の解消を目指し、昆布自動選別機導入のための助成施策を講ずべきを考えますが、いかがでしょうか。

さらには、漁業者が将来を見据えた設備投資支援が必要であります。その一つに、漁業近代化資金の利子補給条例があります。第1回定例会で、6番堀議員が質問をしておりましたが、私も全く同感でございます。漁業近代化資金のうち、組合員の多くが対象となる1号資金漁船建造と2号資金乾燥設備の利子補給期間を延長され、漁船の更新と漁業経営安定のための支援をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、酪農支援についてお尋ねをいたします。

国は、農林水産地域の活力プランの見直し改定を取り進めております。その内容は、農業委員会制度や農業協同組合制度を見直し、農業生産法人の大幅な要件緩和とJAグループの事実上解体に追い込む内容となっております。このような情勢下にあつて、農業委員会のあり方、JA組織についての町長の所見を伺います。

次に、新規就農誘致についてお尋ねをいたします。

釧路太田農協を取り巻く環境、TPPに始まり農協改革、そして組合員の減少と、トリプルの課題があります。今、酪農も新たなフロンティア精神が求められていると思います。まずは、新規就農誘致条例を改訂し、他町村より魅力あるものに改正され、新規

就農者支援強化を図るべきと考えます。就農準備金50万円と加算額、家族1名につきプラス10万円とありますが、他町村よりより以上優遇改正をすべきと考えます。利子補給期間5年、3.5%を超える部分を補給と今現在なっているわけですが、他の町村並みにこれを2%から2.5%を超える補給に優遇改正すべきではないでしょうか。さらには、より多くの新規就農者が魅力を感じることができる施策を講ずべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目、町内小中学校の土曜授業について質問いたします。

文部科学省は、昨年、市町村教育委員会の判断で土曜授業ができるよう省令を改正しました。これを受け、町教育委員会はどのように捉え、どう対応をされましたか。厚岸町の地域性、産業構造からすると、児童生徒の学力や体力の向上、さらにはたくましく生き抜く力を養い、家庭とのアクセスをより密接にするためにも、土曜授業は半日とし実施すべきと考えますが、いかがですか。

今後の土曜授業についての教育長の所見を伺い、1回目の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 9番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の水産、酪農支援について、「水産支援施策の充実を」のうち、初めに「厚岸産昆布のブランド力アップと漁労、労力の解消を目指し、昆布自動選別機導入のため、より有効な助成施策を講ずるべきではないか」についてであります。まずご質問の昆布自動選別機については、平成25年度に北海道が漁業者から従来の選葉機の改良と低価格化等の要望を受け、昆布の生産安定対策の一環として、昆布の重さによる選別作業を機械化し、効率的な生産体制を推進するために取り組んだもので、地方独立行政法人北海道総合研究機構の工業試験場と、民間企業の共同研究で開発されたものであります。

ことし2月には、試作機器が完成し、管内の各漁業協同組合においてデモを行い、その際に出た漁業者からの意見をもとに、さらに改良し、4月下旬に現在の形で再度デモを行い、漁業者に好評であったと伺っております。

釧路管内では、今年度、昆布森漁業協同組合が補助率2分の1を上限とする釧路総合振興局の地域づくり総合交付金を活用し、共同利用設備として導入する予定と聞いております。

厚岸漁業協同組合で行われたデモには、多くの地元漁業者が参加し、興味を示していたとのことですが、一方では、釧路管内の違う企業が同様の選別機を開発しているという情報もあり、厚岸漁業協同組合では、平成27年度以降の導入に向け検討を始めようとしている段階と聞いております。

現状の制度では、個人に対する補助等はありませんが、今後さまざまな支援制度活用の可能性を含め、厚岸漁業協同組合や釧路総合振興局と連携し、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「漁業者の将来を見据えた設備投資として、漁業近代化資金のうち1号資金漁船建造と2号資金乾燥設備の利子補給期間を延長する支援強化を図り、漁船更新と漁業経営安定のための支援をすべきでは」についてであります。当町の水産業は昆布やカキ、

アサリなどの沿岸漁業のほか、サケ、マスやサンマ等の沖合漁業で構成されておりますが、近年それらの漁業に必要な漁船の老朽化が問題となっております。

沖合漁業に使用する漁船を例にとりますと、特にサンマ漁船については、平成25年で10トン未満の8隻、20トン未満7隻、30トン未満6隻、40トン未満3隻、100トン以上1隻の計25隻となっておりますが、通常10年から15年ごとの更新が望ましいと言われていた中、船齢が20年を超えるものは11隻となっております。

更新を希望する声も多くありますが、19トン型で新造する場合、以前は約9,000万円の建造費であったものが、東日本大震災後の資材の高騰等により、現在では約2.8倍、2億5,000万円程度かかると聞いております。

これだけ高額になると、漁業近代化資金を活用しても、ある程度の自己資金と補助金のような支援措置がなければ漁船の更新が困難なことから、道内の漁業協同組合長会においては、漁船老朽化対策として、国等に対して新たな制度の創設を要望していると聞いております。

また、2号資金の乾燥設備についてであります。昆布漁業は当町で最も着業者が多い重要な漁業であることは言うまでもありませんが、漁家経営については資源の減少や燃油単価の高どまりなどにより、非常に厳しい状況にあります。

実際の乾燥設備に対する利子補給実績を見ますと、大半が現在の利子補給期間である5年以内に返済を終える計画にしておりますが、施設の規模や自己資金の調達状況、他の借り入れとの関係によっては、5年間の利子補給期間を超える場合もあります。こうした状況から、各漁業者の負担軽減を図るため、利子補給期間の延長については強い要望があり、町としてもその必要性は十分に承知しているところでありますが、期間延長した場合は、債務負担による後年度の町の財政負担が大きく増大することから、財政状況も踏まえて慎重に検討する必要があると、現在、担当課において厚岸漁業協同組合と協議を進めているところであります。

次に、酪農支援についてのうち、初めに「国は農林水産業・地域の活力プランの見直し改定を取り進め、その内容は農業委員会制度や農業協同組合制度を見直し、農業生産法人の大幅な要件緩和とJAグループを事実上解体に追い込む内容となっております。このような情勢下にあって、農業委員会のあり方、JA組織等について、町長の所見を伺いたい」についてであります。国は攻めの農林水産業を掲げ、平成25年12月に農林水産業・地域の活力想像プランを策定し、平成26年度から実行に移したところでありますが、さらなる農業改革の取り組みとして、平成26年5月22日の規制改革会議において提言がなされたものであります。

その主な柱は、一つ目は、農協の自立性を高めるため、全国農業協同組合中央会を頂点とした中央会制度を廃止し、中央会の指導権をなくす。二つ目は、農産物販売と農家への資材供給を効率化するため、それらを担う全国農業協同組合連合会を株式会社化する。三つ目は、農地の売買などを許可する農業委員会の委員の公選枠を廃止し、閉鎖的な仕組みをなくす。四つ目は、農業生産法人に対する企業の出資制限を緩和するの4本となっております。

これを受け、自民党では、6月10日に独自の改革案を示し、規制改革会議において、その改革案と調整した上で、6月13日に安倍首相に最終答申を行っており、6月中に農

林水産業・地域の活力創造プランの改訂に反映させる予定とのことであります。

これに対し、農協系統組織や農業委員会系統組織からは、今回の提言に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業生産法人の大幅な要件緩和等は、地域の農業を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについては、農協グループを事実上解体に追い込む内容であり、農業者、地域住民、国民生活に重大な支障を来すことが懸念されるとして、独自の改革案が示されるなど、一方的な強制変革に強い懸念が表明されております。

私の認識としては、農業協同組合組織については、特に日本の食料供給基地となっている北海道においては、専業農家や家族経営の農家が多く、そうした農家の集まりである各地域の単位農協と、その上部組織としての都道府県組織及び全国組織がこれまで果たしてきた役割は非常に大きいものがあり、その一例として、生乳の一元集荷がされていることにより、運搬に不便な地域にあつたり、規模の小さな農家が不利になる事態も避けられるという状況もあります。

また、農業委員会についても、やはり専業農家が多く、1戸当たりの耕地面積も数十ヘクタールの北海道と、他府県の兼業農家がサラリーマンをやりながら多少の米をつくっているようなところの組織では、取り扱う面積も全く違ってきます。当町では、1戸の農家が離農すると、50ヘクタールを超えるような離農跡地が出てきますので、その売買や貸し付けの調整を農業委員会が農協と連携して行っており、これは個人の財産の権利を移動する内容であるため非常に困難な作業であり、調整に当たっては公選制による農家の代表であるとの位置づけが調整力を発揮できる一因にもなっていると考えます。

こうしたことから、これら今までの制度が重要な役割を果たしてきたことは間違いのない事実と受けとめている一方で、農家がどんどん減ってきているのに農協組織が変わらないのはおかしいというような意見も聞いておりますので、改革が必要との方向性については理解しているところでもあります。しかしながら、今回の農業改革の取り進めに当たっては、制度の大幅な改変が農業経営や地域経済にどのように影響するかなどについても説明がなされておらず、関係団体はもとより農家からも強い懸念が示されております。

政府においては、このような不安を払拭し、農家が将来に希望を持って農業経営に邁進できる真の農業改革になるよう、関係者の意見を広く聞いた上で取り進められるよう期待しているところであります。

次に、「新規就農者誘致条例を改定し、新規就農誘致に努めるべきでは」のうち、「就農準備金基礎額50万円と加算額家族1名につきプラス10万円とあるが、他町村以上の優遇改正をすべきと考えますがいかがですか」についてであります。厚岸町新規就農者誘致条例は、平成3年に本町の区域内において新たに酪農業を営み、本町の産業振興に寄与する者に対し奨励金等の援助を行い、新規就農者の誘致促進を図ることを目的に制定され、平成3年度から14年度にかけて着業した4名の新規就農者へ支援を行ってきたところであります。新規就農準備金については、個人就農の場合、夫婦二人の基本額が50万円、加算額として夫婦を除く同居の親族1名につき10万円を加算して支給するものであります。

他市町村の状況であります。釧路管内では、弟子屈町が1経営体当たり100万円、鶴

居村が1年間に100万円を2年間支給しておりますが、他の市や町では支給しておりません。ちなみに、当町よりも農家戸数も生産量も多い別海町が300万円、中標津町が400万円を支給しております。ただし、別海町と中標津町では、奨励金や利子補給金の支給はしていないため、トータルで考えると、当町は、弟子屈町、鶴居村よりは低くなっておりますが、管内の他の市や町及び別海町や中標津町よりも高い状況にあります。

また、他町村以上の優遇改正をすべきとのことでありますが、この支援策については、新規就農者に対して個別の支援額での比較ではなく、奨励金も含めたトータルの支援額で検討すべきではないかと考えております。

釧路太田農業協同組合からも、支援策の拡大の要請を受けており、現在、担当課において農協と検討、協議を進めているところであります。

次に、「利子補給期間5年間3.5%を超える部分を補給するとなっているが、他町村並みに2%から2.5%を超える補給に優遇改正すべきでは」についてであります。利子補給については、農業経営に必要な農用地及び農業施設等の取得並びに家畜等を導入するため、就農者が売り渡しを受けた年度から5年間に借り入れした農業関係制度資金に対し、個人経営については5,000万円、共同経営については8,000万円を限度として、その利息に対し、借入年度から5年間3.5%を超える分の利子を補給する内容となっております。

他市町村の利子補給の状況であります。釧路管内では、浜中町が2%を超える分を5年間、標茶町と弟子屈町が2.5%以内を5年間、鶴居村が0.5%以内を6年間利子補給することとしており、釧路市、釧路町、白糠町には制度がありません。ちなみに、別海町と中標津町も制度を持っていない状況にあります。

この利子補給については、就農準備金と同様、個別の比較ではなく、トータルの支援額で比較すべきと考えておりますので、現在、担当課において釧路太田農業協同組合と検討、協議を進めているところであります。

次に、「より多くの新規就農者が魅力を実感できる施策を講ずべきでは」についてであります。釧路太田農業協同組合からは、就農準備金や利子補給のほかにも、奨励金の交付対象事業の見直しや固定資産税相当額助成の期間延長などの要請も受けておりますので、担当課において、それらトータル的に検討を行っているところであります。

また、厚岸町、釧路太田農業協同組合、厚岸町農業委員会、釧路農業改良普及センター東部支所により、本年2月に設立した厚岸町農業担い手育成支援協議会においても、今後、具体的な担い手対策について検討を行うことになっておりますので、それらの議論も含め、新規就農者がより魅力を実感できる施策を講じていきたいと考えております。

2点目の町内小中学校の土曜授業については、教育長から答弁があります。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、2の町内小中学校の土曜授業についてお答えいたします。

学校教育法施行規則を一部改正する文部科学省令が平成25年11月29日公布、施行されたことに伴い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、

土曜等に授業を実施することが可能となりました。

「これを受けて、町教委はどのように捉え、どう対応されましたか」についてですが、土曜授業の実施は、子供たちの土曜日における教育環境の充実を図るための方策の一つと捉えております。教育委員会といたしましては、これまでも地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等を実施し、総合的な観点から子供たちの土曜日の教育環境の充実に努めていることから、法改正後も土曜授業等の対応は行っておりません。

次に、「厚岸の地域性、産業構造からすると、児童生徒の学力や体力の向上、さらにはたくましく生き抜く力を養い、家庭とのアクセスをより密接にするために、土曜授業は半日とし実施すべきと考えますがいかがですか」についてですが、ご指摘のように、本町児童生徒の学力や体力の向上は喫緊の課題であり、その基盤となる家庭における生活習慣の改善も不可欠であります。

今回の改正の趣旨といたしましても、学校、家庭、地域が連携、協力、役割分担をして、子供たちを育てていくことが強く求められております。この方策の一つとして土曜授業が位置づけられているのですが、土曜授業を実施することで、1、地域との連携が図られることから、より一層開かれた学校づくりが進むこと。2、行事時数の確保に伴い、教科の授業時数が確保できるようになること。3、子供たちの平日の負担を減らすことができるなどのメリットが考えられます。

一方で、これまで土曜日の活動の充実を図ってきた文化、体育などの社会教育との調整が不可欠であることや、学校内における教職員の勤務態勢、条件整備等についても検討が必要であります。

現在、本町小中学校では、創意工夫を凝らし、特色ある教育活動を展開しております。これからも学校週5日制の枠組みの中で、学校教育の質的向上、厚岸町の豊かな環境を生かした社会教育の充実、家庭における生活習慣のよりよい改善を図り、知、徳、体のバランスのとれた生きる力の育成に取り組むことが最優先と考えており、現在のところ土曜授業の必要性はないと考えております。

しかし、学校完全週5日制の実施から10年余りたって、土曜日を有意義に過ごせていない子供たちが存在することや、家庭、地域での活動が十分ではないという指摘から、今回の法改正に至った経緯があります。また、今後、学習内容の増加に伴い、現在の学校週5日制の枠組みの中で授業時数を確保していくことが難しい状況も予想されることから、土曜授業を実施する学校もふえております。

私といたしましては、今後の土曜授業実施の判断材料として、他市町村の土曜授業の実施状況や管内の研究指定校における検証を参考とさせていただきながら、教育委員会内に検討委員会を組織し、土曜授業の必要の有無について検討を始めたいと考えております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 再質問をいたします。

まず、昆布の自動選別機の導入について、お尋ねをさせていただきます。

正直言いまして、ただいまの答弁で、非常に親切なご答弁をいただいたんですけれど

も、厚岸漁業協同組合や振興局と連携し検討をして進めてまいりたいと考えているということなんですけれども、少なくとも隣の浜、釧路町のほうでは2分の1の助成を補助をいただいて取り組むという中で、機種がどの機種でなければだめだということは僕は考えていないんですけれども、浜の母さんたちや浜の皆さんは、やっぱり漁労、労力の解消、それから高齢化、それからそういう機械を導入することで若い人も、経験の少ない人でもスピーディーにできると。

それから、やはりそういう機械を、80万円ぐらいと伺ったんですけれども、より多くの皆さんが一遍に入る、厚岸の浜の皆さんに購入していただけることで、より、それぞれが自分の財力でということじゃなくて、一つの方向として組合が中心となって、町としても何らかの施策を考えていただいて、広く浜に訴え問いかけるような方策を考えてほしいという声が非常にあります。

そういう意味では、積極的にこの展開を、できれば釧路町がもう既にやっていますし、浜というのは、浜中、厚岸、釧路というのは同じ売り場で競合するわけでございますから、厚岸産の昆布製品のブランドアップには、私はやはりしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 地域づくり交付金、北海道の補助金でございますけれども、これにつきましては、ことしまだ釧路町で内定というのがまだ出ておりませんが、これがもし決まれば、当然来年以降、厚岸町も活用できる道は開けるんだというふうに思っています。

ただ、今、厚岸漁業協同組合とお話をしている中では、共同利用ということで導入するということが、やはり個人ごとにそれが欲しいと、いろいろ共同利用となると都合が悪い部分もあるのでというようなことがあって、できれば個人でのものに対してのことも何とかならないのかというようなことで組合のほうとしては考えているようですので、それらも含めて、振興局、道のほうと相談をさせていただきたいなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 次に、漁業近代化資金利子補給についてお尋ねをいたします。

太宗漁業である昆布漁業の場合なんですけど、私は、倉庫とか乾燥機の場合は金額も張るし、償還年限も10年とか5年とかのレベルでなくて、今日の漁業の実態からすると、かなり長い年数、償還期間が長くかかると、10年以上かかる方も、10年で返す方もいるし、現金で払う人もいるんですけど、通常の場合は10年以上かかるんじゃないか。そうすると、対象になる太宗漁業である昆布漁業の支援としては、乾燥機、今は少ないんですけど、やはりやがて多くの漁業者が乾燥機の切りかえの時期が来ると思うんですよ。そのためにも、やはりこの5年というものをある程度改正、改訂していただければなど。

さらには、特に私が気になったのは漁船漁業でございます。サンマ漁船、非常に本町

の漁船漁業の中でも老朽化している船があると。非常に震災後、船価が高くなった。そうすると、多額の建造資金があると。そうすると、当然金額も張るものですから、利子補給の関係でも、もう既に、ことし、来年という試算をされている方もおられるやに耳にしているんです。ですけど、一步踏み出せないでいると。そういう部分では、最長とは言わないまでも、やはり組合としっかり協議をされて、少しでも建造意欲が湧くような制度改正が私は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 昆布の乾燥機、あるいは倉庫の関係ですけれども、漁業近代化資金では、償還期間は7年ということになっております。ですので、7年の中で返済をするという形になるのですけれども、現実的には、今は厚岸町の利子補給期間が5年なものですから、その5年の中で返済をするというようなことで、ほとんどがそういうような形でされていると思います。

ただ、やはりおっしゃられるように、倉庫も含めての話になれば高額になりますので、5年ではやっぱり厳しいという方もいらっしゃることは事実だと思いますので、そういったことも延長をしてほしいという要望につながっているものだというふうに思っております。

あと、漁船の関係も、今おっしゃられたように、非常に何倍にもなっているというような状況からすると、単純に利子補給で対応できる話ではないなというようなことも、実は組合のほうとは話をしております。という意味で、組合のほうでは、組合長会を含めて、やはりそれらに対する支援措置を何とかというような要望をしているというふうに聞いております。それは、そういった形で強く進めていただきながら、私どももそういう昆布の部分と、それからそれらの部分、あわせて、今、協議をしておりますので、そういったことでご理解をいただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 次に、酪農支援についてお尋ねをします。

町長の酪農振興に対する非常に懇切丁寧な答弁だったんですけれども、何となく優等生の答えだなという感じがいたします。

まず、農業委員選任方法についてお尋ねをさせていただきます。

私は、農家が直接選挙をすることは、地域の実態を熟知された皆さんが直接選任するわけですから、これからもやはり必要ではないのかなと、かように考えております。地域の実態や今日の厚岸町の酪農自体の実態を考えると。

それで、国のほうの動きが動いてきたわけですが、町長は、直接町長が選任となるとどう対応されていくのかなと、この辺についてのお考えがあればお伺いをさせていただきます。

2点目なんですけれども、農協改革であります。

非常にこれにつきましても、町長の申すとおりのことというふうには私も理解しており

ます。しかしながら、安倍総理は、JA全中のことを岩盤というような言い方して、これをぶっ壊す。その後、看板のかけかえだけには終わらせないと。依然として、それぞれいろんなご意見がある中で強気の姿勢を崩しておりません。全国の農業者数が230万、そのうち職員数が23万人というすごい数字だと思っております。この政治力が強過ぎる、TPPに対しても反対だけ、もっと理解を示すべきだ、非常に厳しいご意見もあります。

ですけれども、先ほどの説明もありました。こういうご時世にあって、やはり組織としても変わっていかなければ、新たな時代に即応した変革をしていかねばならないと思うんですが、私は北海道の酪農家の実態や農協組織を考えるに、農協の基本であります、基本理念であります、一人は万人のために万人は一人のために、基本理念を尊び、農家、農協、これらの組織がなお一層結束を強くされ、新たな時代に対処していくべきと考えておりますが、町長のお考えを伺います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 農業改革についてのお尋ねでございまして、先ほども第1回目の答弁でいたしましたけれども、今回の農協改革は、私は余りにも拙速過ぎると、そのような感じしております。

きょうの新聞にも出ておりましたけれども、北海道の農協中央会も、みずからの改革案をこの9月に提言をさせていただきたいという報道もあったわけでございまして、私は、今日の農協中央会、それから全中等々の、さらにはまたホクレン等もあるわけですが、役割は極めて大きかったと。しかしながら、反面、離農者が相次いでいるということも現実でございまして。そこで、国のほうも改革という名のもとで、あり方についてのいろいろな協議がされて、規制改革会議の中で答申がされたと思うわけですが、5月の答申の際は、これ以上に厳しかったわけでありまして。

しかし今回は、それぞれの関係者の意見を踏まえて、このような先ほどの第1回目の答申の答弁に相なったわけでありまして、今後のやはり農協の役割、特に厚岸町においては家族経営です、家族経営の中で農協の役割、極めて大きいわけでございまして、そういうことを考えるならば、農協の改革という意味がどの程度の改革なのか、まだ明確ではありませんけれども、しかしながら、いろいろと指摘されている点についても、農協自ら改革をしていかねばならない点もあるやに、自己反省もあるようであります。

そういう面については、私も農協、さらには関係機関とも連携を密にしながら、農協の存続、そしてまた今回答申された課題についても、正しい方向に向かうように最善の努力をさせていきたい。特に基幹産業は、農業では酪農であります。しっかりとこの問題についても真剣に取り組んでいかねばならない、そのようにも考えている次第であります。

農業委員会の問題でございまして、これはご承知のとおり、現在では選挙、推薦の方法、先ほど議会の推薦、お二人の推薦が決定いたしましたわけでありまして、第1回目の答弁でもいたしましたけれども、農業委員会の役割というのは極めて大きいわけでありまして、町長が推薦をし、議会の承認を得るとというのが今回の答申に相なっているわけで

ありますが、果たして農業委員会の役割というものがそういう答申の方法でいいのか、第1回目の答弁でさせていただいたとおりでありますので、農業委員会の改革についてはやはり役割が大きいと、現行の方法でいくべきではなかろうかと、そのように認識をいたしているところでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 新規就農誘致条例について、お尋ねをさせていただきます。

資料要求をしておりました。資料の中で、真ん中に就農準備金、基礎額が50万円、個人、共同でというふうになっているんですけども、確かにほかのところよりもいいところもあるんですけども、釧路太田農協の離農者数、平成25年が2件、ことしも1件だそうでございます。やはり新規就農を、農業者を引っ張ってくることは喫緊の課題だと私は思います。そのためにも、今はパソコンの時代でございます。他町村よりもより有利な条件を若い人は求めると言うんですよ。少なくとも自分の将来設計というものを考えたときに、どうなのかなということも計算すると思うんですよ。就農した場合、将来どのくらいの数字、どこの町村がどうなのかな。ですから、先ほどの答弁では、他町村と比較してというお話でございますが、そのレベルではみんなやっているわけですから、やはり今、今日になったら近隣がどうだとかでなくて、厚岸町は厚岸町独自の一つの誘致というものを考えて、基準に置いていかなければならないのではないのかな。

ところが、この条例は、私かなり前につくられたもので、今日、各町村が真剣にこの問題に取り組んでいますよ。そういう中では、これらについてもしっかりと農協と協議をなさっていただいて対応して、聞くところによると、農協のほうは新規助成金として250万円くらい出すような話をされておりました。ですけど、先ほどの答弁ですと、この就農準備金だけではなくて、ほかのものも含めてトータルで、今、農協と交渉中ということでございますから、ぜひ、しっかりと農協と、それぞれの団体と協議をなさっていただいて、魅力のある制度に改訂をしていただきたい。

それから、利子補給の関係なんですけれども、一番右側なんですけれども、これはこの表だけを見ると、実際には厚岸が一番おくられているんですよ。この辺も、今の農協に行って確認したら、実際にはこれが余り適用にならない、もっと金利が低くて、これは有名無実なんだと。ですけど、近い将来、金利がどうなるかわからないわけですから、これも少なくとも近隣町村並みに早目に農協と協議をされて、ぜひ同じレベルに改訂をしていただきたいなど、かように思いますがいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 新規就農者のこの誘致条例で、この表のとおり厚岸町は利子補給では3.5%を超える部分、あるいは奨励金では5年間の賃貸料の2分の1、それから3年間の固定資産税相当額を3年間と、それから準備金を基本は50万円で、一人プラスにつき10万円ということで、4名の方がこれを使われておまして、平成14年に入った方、それからその前に入った方をトータルで金額を算定しますと、この奨励金という

のがリース料の2分の1を5年間助成するという、この奨励金が非常に金額が多くなります。全部合わせると1,000万円を超える金額が、この準備金と奨励金と利子補給とで個人に支援をするというふうになっています。

ここでは、奨励金の金額が見えないもんですから、別海町であったり、中標津町であったり、弟子屈町であったり、この準備金の金額が多く見えるんですけども、実際は今入植されて、例えば5,000万円のものに入植をして、それだけの資金が必要というような状況のものになったときには、当然その程度以上の支援をする条例になっております。ですので、そういう意味でトータル的というふうにご考えております。

いずれにしても、そういう支援をしているということが見えるように、農協さんの方とも相談をしながら今検討しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 2点目に参ります。土曜授業についてお尋ねをいたします。

土曜授業は、2012年度は全国で小学校で8.8%、中学校は9.9%。この時点で土曜授業を実施したのは、道内ではゼロでありました。しかしながら、今年度2014年に入りまして、釧路市は2学期から全小中学校で実施をする。白糠町、浜中町も実施の方向を定めております。

確かに、答弁をいただいたんですけども、特段、小学校の学力や体力の向上、厚岸中学校は本年度より学力向上推進授業の指定を受けて釧路教育委員会の指導主事が毎月何回も学校に出向くなど、学校全体が積極的な学力向上や体力向上に取り組まれているということは私も理解しておりますし、先生たちも一生懸命やっているということは私なりに理解をしています。しかしながら、残念ですけども、本町の子供たちを取り巻く環境は、都市部に比べて私は十分とは言えないのではないのかな。塾の問題や、そういう環境施設がないというんですか、残念ながら厚岸町にはね、釧路とか、札幌圏に比べると。そういう中で、土曜日の授業をぜひ取り入れるべきではないかと私は考えるんですけども。

一番残念に思うのは、教育委員会の動きが、せっかく先ほど申したように特段の学校の取り組みや、厚岸中学校の取り組みが町に、私が勉強不足でわからないのかもしれないんですけども、教育委員会がこの土曜授業について、同じ管内の町村学校が取り組んでいるのに見えないんですよ。厚岸町の教育委員会がどう取り組んでいるのかというのが、先ほどの答弁で聞いてわかったんですけど、そういうことやっているから必要ないんだと、こういう結論に至った。そのプロセスがはっきり見えない。やっぱり、こういうことだからこうだというのが、何にもしないで、来年するのか、いつするのかわからないけど、土曜はこういうことやっているから、厚岸としては土曜授業は取り組まなくてもいいんですよと、こういう結論に至ったんだ。それなら、どこでどう協議されてどうなったというものを、もう少し見えるようにしていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） ただいまの質問にお答えします。

今ご指摘のとおり、なかなか見えないというお話がありました。本町では、平成14年完全学校週5日制に伴いまして、土曜日の子供たちの居場所づくり、それから地域の受け皿づくりということで環境整備に努めています。生涯学習におきましては、通学合宿や防災キャンプ、海事記念館のこどもクラブ授業、それから情報館では読み聞かせや子供映画会など、土曜日にそういう授業を行っております。また、体育振興課を中心としまして、各種スポーツの大会を開催したり、それから土曜日については、子供たちに施設を無料開放する等、今回の土曜授業の趣旨は子供たちと地域と一緒にやっていくという部分については、先進的に進んでいる町ではあります。したがって、この土曜授業という部分の学習の部分だけではなくて、体験だとかをもっともっと入れてくださいというのが今回の趣旨でありまして、これまでこういう授業につきましては本町は行っているということで、その後の取り組みは行っていませんという答弁になっております。

ただ、今ご指摘のとおり、それだけでいいのかということは当然出てくると思います。授業内容がどんどんどんどん入ってきている状況の中で、子供たちが平日窮屈しているということであれば、そういう行事を外に出して土曜授業をやるということもこれから検討していかなければならないと思います。そういう検討は進んでいますので、先ほど教育長が申しましたように、まず子供たちの実態を把握して、土曜日が本当に子供たちの有意義な過ごし方になっているのかというのを検討して、今後の対応、最終的には教育委員会が判断することになると思いますけれども、教育効果があるのかというところを判断材料にしながら検討していくということになるというふうにご理解いただければと思います。

●議長（音喜多議員） 以上で、9番、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、1番、佐藤議員の一般質問を行います。

1番、佐藤議員。

●佐藤議員 第2回の定例会に当たりまして、さきに書面によりご通告を申し上げておりました質問事項に従い、お伺いをいたしたいと存じます。

厚岸町の基幹産業の振興による町民総生産の向上についてでありますけれども、厚岸町は、人口約1万人の生活を支えるのは、基幹産業を中心とした各産業の総生産であります。特に当町は、水産と酪農が中心であります。酪農については、その生産品の多くが系統出荷やメーカー出荷となり産地の循環が少ないと思われまますので、農家生産数、生産額プラスアルファで厚岸町の町民総生産額を大きく押し上げることができないと思われるため、今回につきましては水産業に絞って質問をいたしたいと存じます。

昨今の漁業を取り巻く環境は、私どもでは知り得ないさまざまな要因から、主力魚種の水揚げ数量が増減するだけではなくて、異変とも言われるように、定置網においてはブリやマグロ等が漁獲されるなど、将来の魚種交替も言われるようになりました。その原因は別といたしましても、今後とも数量だけを目標にしていって厚岸町を支える

ことができるのかを考えたときに、少なからず不安を感じるものであります。

その町に人が住む、あるいは住み続けるということを考えるとき、その理由は多くあります。社会基盤が整備され、あるいは教育環境に恵まれ、また、医療環境であったり福祉に目が向けられるなど、さまざまな要素が理由であります。最大の要点は、厚岸町で仕事があり、収入を得ることができる経済基盤があるということではないかと考えます。したがって、厚岸町の基幹産業を中心として、町民総生産を向上させていかなければならないと考えております。

厚岸マリンビジョンの概要を一読しても、安定した生産を背景にと書かれておりますが、しかし、水揚げ高は増減をいたしますし、厚岸町においても、かつては市場取扱高が100億円を超えたころと比較し、現在は半減しております。町民総生産は、それ以上に減少をいたしました。厚岸に限らず、人口が減少し過疎化が進むことは、少子化も一因ではありますが、いま一つは社会減といわれる人口の流出、転出であると思います。その町の生活を支える産業が衰退することが大きな理由ではないかと考えられます。尾ひれのついた魚でありますので、水揚げ数量は人の力で多くすることは不可能でありますので、今、多少元気なうちに業界と行政が一体となり、真に付加価値加工技術や消費者ニーズも時代や世帯、家族構成の変化で変わりますし、それらに対する調査研究等を進めるなど、従来にも増して水産業の振興につながる取り組みを進めていただきたいと考えます。

一つの例でありますけれども、現在の厚岸町、水産業対策協議会ではありますが、その構成を見ると、行政、経済団体、漁協、買い受け人等で組織されておりますので、その中でさきに質問で申し上げました、主に水揚げ数量の多寡だけを論ずるだけでなく、今後の水揚げ数量の変化や魚種の交代等に対するために、どのようにすべきかを業界の意見を酌み上げ、将来の支援策につなげていく必要があるのではないかと考えます。

いずれにしても、地域経済を支える基幹産業、将来にわたって元気にしていかなければ、我が町の未来は衰退をしてまいります。水産業に対する認識とご所見をお伺いし、まず最初の質問とさせていただきますと存じます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

厚岸町の町民総生産の向上のために、「厚岸町の人口を支えるのは「町民総生産」であり、地域経済を左右する基幹産業、特に経済波及効果の大きい水産業の振興対策について」のうち、初めに「行政が基幹産業を支援する理由は何か」についてであります。当町の基幹産業は、水産業と酪農業の一次産業であり、水産業、酪農業の盛衰は、本町経済の行方を大きく左右するものであることから、その振興策は行政施策としての最重要課題の一つであります。特に水産業についてのお尋ねでありますので、水産業を中心に答えをさせていただきます。

当町の水産業については、水産加工業と結びつくことにより、地域経済に大きな波及効果を及ぼしております。とりわけ、サンマは、市場に水揚げし、競り落とされると加工場に運ぶために運送業者の手を通り、それを加工場が選別して、生鮮で出荷、あるい

は加工するためには資材が必要で、資材業者の手が入り、さらに大量処理のために臨時の雇用が発生し、残業すると弁当業者に注文が入るということになります。

また、昆布についても、家族経営のため、昆布の干し手不足を補うための臨時雇用が発生し、船や乾燥機の燃油補給のために燃油業者の手が入り、さらに弁当やジュースなどの購入で小売店の売り上げとなります。

このように、サンマ漁や昆布漁が始まると、関連業者が全て動き、地域の経済に波及していく状況になっております。

就業者人口を見ても、平成22年の国勢調査では、産業別の総就業人口が5,859人中、漁業が1,344人、水産加工業が主力の製造業が831人で、水産業関係就業人口が合計2,175人と、総就業者の人口の37%を占めており、ここでの生産が第三次産業のサービス業に波及し、地域の経済に波及する構図になっております。こうした構図の基本が、当町の水産業であり、町が水産業の振興を重点施策の一つとして、特に力を入れて支援等をする主な理由であります。

次に、「さまざまな要因から、従来の主力魚種の水揚げ数量が増減するだけでなく、将来の魚種交替も言われており、今後それらに対応するための新たな加工技術、調査研究、人材育成等に対する取り組みを、業界はもちろんのこと、行政も従来にも増して取り組む必要があるのでは」についてであります。厚岸漁港に水揚げされる主力魚種のサンマについては、近年では平成22と25年に2万トン大きく割り込み、1万4,000トン台の水揚げとなっておりますが、原因についてはいろいろな意見があり、温暖化の影響で道東沖の水温が高くなり来遊がおくれているのではないかと、大型魚が減っていることについては、前年の中・小型サンマのとり過ぎではないかと、外国船が公海上で大量に漁獲しており、その先どりの問題ではないかと、また海そのものが20年程度のスケールの大きな環境変動に影響され、サンマにも変化が起きているのではないかなど、研究者や関係者を集めたシンポジウムなども開かれ議論されておりますが、結論は出ておりません。

また、昨年、サバが道東沖で2万トンを超える漁獲があり、魚種交替が起きつつあるのではないかとこの意見についても、平成17年と18年にも2,000トンを超える漁獲がありましたが、これもその後消えてしまったということもあり、はっきりとした結論は出ていない状況にあります。

「今後、それらに対応するための新たな加工技術、調査研究、人材育成等に対し、取り組む必要があるのでは」については、例えばサンマからサバに魚種交替があった場合、当町の加工業者においては、生鮮と冷凍の一次処理については対応できますが、加工を行う場合、現在のサンマの設備ではサバに対応できないと聞いております。

昨年、釧路でサバの水揚げが道東沖で漁獲された2万トンのうち、2,700トンにとどまったのは、加工場の受け入れ体制が整っていないため、サバ加工の盛んな八戸港に流れたことが原因であり、このことを考えると、受け入れ体制を整える必要はありますが、現実問題として、将来の漁獲の状況が不透明な中で、加工業者が新たな設備投資を伴う対応は難しいと聞いているところであります。

サンマの水揚げは、過去の水揚げを見ると、平成元年から25年間で2万トン台の水揚げが、14年間で1万トン内の水揚げが11年間もあることから、サンマは1万トン台から2万トン台で安定した水揚げが見込める魚種であると考えられております。このことか

ら、現在は厚岸地域マリンビジョン計画及び厚岸町漁港整備計画においても、主要魚種をサンマとして、水揚げされる魚種全ての付加価値の向上を図るべく、衛生管理型漁港施設の整備を進めることとしているところであります。

しかしながら、仮に魚種交替のようなことが起きた場合は、極めて大きな影響を受けることとなりますので、関連業界も含め、資源の減少や魚種交替について危機感を共有し、そのような事態に備える意識を常に持っていく必要があると考えております。

次に、「支援施策を考えていくべきときではないか」についてであります。現在、厚岸町、厚岸漁業協同組合、厚岸買受人組合などが構成員となって、厚岸町の水産業を協議する組織として、厚岸地域マリンビジョン協議会や厚岸町水産業対策協議会がありますが、魚種交替も含めての議論は具体的にされてはおりません。

しかし、今後、衛生管理型漁港の整備計画や運営などの協議が、これから町や業界も含めて具体的に進められることとなりますので、そうした場も含め、各協議会において、漁港の整備は整備として、将来の魚種の交替なども念頭に置いた新たな加工技術や消費者ニーズの調査、人材育成などの問題についても、危機感を共有しながら意見交換を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。再開は、3時30分といたします。

午後3時00分休憩

午後3時30分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。
1番、佐藤議員の再質問から続けます。
1番、佐藤議員。

- 佐藤議員 ご答弁いただきまして、大変ありがとうございました。

くどういようですけれども、基幹産業がおかしくなるということは、地域経済の衰退をいたしますし、その町の人口を支えることができなくなるということで申し上げたわけです。結果としては、人口が先ほど申し上げましたように流出をいたしますし、また転出をいたします。したがって、この基幹産業がどんどん衰退をしていくということは、その町が衰退していくことに直結をするということで、大変大きな問題だと思えますし、大切な問題だということで今回質問をさせていただいたところでございます。

せっかくの質問の機会をいただきましたので、少し身近な例で、お話をさせていただきたいと思えます。

実は、釧路市の例でありますけれども、1980年代ぐらいだと思いますけれども、ピークの人口が21万8,000人、20万人を超えて大変盛んな経済活動も行われていたところでありまして、その後、少しずつ人口が減り続けて、2004年度が18万7,000人だそうでありまして、05年の市町村合併で19万5,000人となって、あと少しでまた20万人台に戻るん

ではないかというふうに思われておりましたけれども、ことしに入って合併よりさらに減りまして、実は18万人を割り込んでしまったという状況になっているわけでありまして。差し引きしますと、私ども計算ができますけれども、ピークの人口から比べると3万8,000人の人口が減ったと。

その間、減ったその理由は当然あるんでしょうけれども、私が考えるのは、釧路市の基幹産業というと、紙パルプ、水産、それから炭坑ですか、その三つが大きな基幹産業であったわけでありましてけれども、今、紙パルプについても、生産ラインは当時の4分の1、ですから700人いた正社員が現在は130人だそうであります。

また、炭坑は閉山をいたしましたし、閉山時点でいた1,500人の社員が全員解雇され、現在は再雇用したのが500人ということで、二、三ご案内のとおり採炭もしておりますけれども、あと海外の技術移転ということで、海外から研修生を受け入れて活動しているという状況でありますし、これも労働者の数から見ると3分の1であります。

今回、水産に絞って質問しておりますので、じゃ、釧路港の水揚げはどうであったのかなということちょっと調べてみましたら、水揚げも実にピーク時の現在10分の1の水準であります。これは、例えば底引きの漁が全体としてなくなったとか、そういうとれた魚が今減っているんだよということだけではない要因もあるかと思っておりますけれども、そういうような状況になっております。

この産業は、地域の産業がどんどん衰退していくということは、当然働く場が失われていきますし、そうしますと、そこで収入を上げることができないということになりますから、社会減といわれる人口が流出をしていくことにつながって、結果として町民総生産は縮んでいくということになるんでないかなというふうに思っております。

ちょっと前に戻りますけれども、3万8,000人の人口が減少したということは、経済的にはどういう形になるのかなというふうに考えますと、いろいろ町を調べていったら、網走市の人口が3万8,000人ぐらいだそうであります。したがって、外から見ると3万8,000人釧路市の人口が減ったといっても、一人一人数えるわけにもいきませんから、余り外から見るとそんな感じはしないんですけれども、数字で見ると3万8,000人減って、網走市の人口が全部減ったんだよというようなことになりますから、大変なことになるんだなというふうに思います。

それだけ、もちろん総生産額は減少しますし、ことしいろいろ経済統計をとる年でないかなと思っておりますけれども、商業統計でいう小売販売額、これ私の計算ですから、当たらずも遠からずということで聞いていただきたいんですが、3万8,000人の人口が減少することによって、どのぐらいの小売販売額が減るのかなと計算しますと、おおよそ600億円ぐらいになるんでないかな、その前後ぐらいになるんでないかなというふうに思われます。

1回目の質問で町長のご答弁をいただきましたけれども、その答弁では、私と共通の認識に立っているご答弁だなということで理解をいたしましたので、特にこの基幹産業、水産業の振興については、継続的に支援策のあり方については、これからも研究検討を進めていっていただきたいなというふうに思っております。

また、質問の後段で申し上げた、例えば加工技術の云々とか、そういうことは今までも言われて久しいわけでありましてけれども、どうしても水揚げ数量が多いときは、いわ

ゆる小売業でいう薄利多売の生産加工にどうしても流されがちになります。そのことは結果として、その企業のやっぱり収益性が低くなると。低くなることによって、人を雇うのはまた大変になるというようなことになりますので、そうするとまた学卒者は働く場所がないので札幌へ札幌へと流れて、転出をしていくのではないかなというようなことに拍車がかかってまいりますので、そんなこともいろいろ考えあわせながら、今後の水産振興については意を用いながらお願いをしたいなど。それは、もちろん行政だけできることではありませんけれども、やっぱりある部分によっては、行政がリーダーシップをとっていくこともできるのではないかなと、物によってはですね、考えによっては。そんな気もいたしますので、お願いしたいなというふうに思います。

長々と駄弁を申し上げておりますけれども、いずれにしても厚岸町を支える産業の重要性というものも考えてお話を申し上げたわけでありましてけれども、一義的には、それらを考えるのはやっぱり事業者でありますけれども、質問の答弁にもありましたように、地域を支える産業は基幹産業が大切だよというご答弁もいただきましたので、今後ともひとつ業界、行政、あるいは地域と一体となって、今後の水産業のあり方をまた研究検討をしていくと、引き続き継続的にしていくということをお願いしたいなというふうに思います。

時はたかむといえますか、昨年度から10カ年計画にわたってマリンビジョン計画に基づく漁港整備も進められておりますので、もちろんこの施設整備は時代を反映した施設整備でもありますけれども、ことしの町長の町政執行方針にもうたわれておりました。私も再度読んで確認したわけでありましてけれども、時代のニーズに合わせた流通、さらには加工等を含めた水産物の供給拠点ということになっておりますので、私の質問の趣旨に沿った取り組みが今後ともなされていくのではないかなということで考えておりますので、再度のご答弁をいただきまして私の質問にしたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思っております。

ただいま釧路の例をとりましてご質問いただいたわけでありまして、私からは地元厚岸町の平成に入ってから漁業生産の流れを若干お話をさせていただきたいと思っております。

佐藤議員もご承知のとおり、平成に入りましてからイワシが大漁であったわけでありまして。これは平成3年までのことをごさいますして、調べましたところ平成2年が最高時でございまして、数量で言いますと17万3,000トンほど漁獲されました。金額にいたしましてからは、約30億円でございます。その結果、厚岸の市場の水揚げ高が何と今の倍です、120億円であったわけでございます。

また、ご承知のとおり、海洋200海里時代を迎えたわけでありまして。一番影響あったのは、サケ・マスでございます。当時は10億円から20億円漁獲されていたわけでありまして、平成25年は3億円、サケだけですが5,000万円大幅に減ったわけでありまして。こういう状態ではあります、反面、カキが大幅に伸びております。これは大変いいことではありますし、しかも先ほど南谷議員からもご質問ありましたが、昆布漁、これは漁獲

数の8割が昆布漁でございます。その水揚げ高が約10億6,000万円を迎えているわけでございます。このようにご質問がありましたとおり、魚種がいろいろと変わってきているということは事実であります。しかし、サンマにおきましては、おかげさまで安定いたしています。昨年だけでも水揚げ高20億5,000万円であります。

そういうことで、先ほど答弁いたしましたけれども、今、マリンビジョン計画ということで、厚岸の将来は厚岸漁港を核としたまちづくりはどうあるべきであるかということで、今、議論をいたしまして計画を出しました。間もなく、モデル地域に指定されるんじゃないかと、そのように考えておりますので、この計画が正式に決まりましたならば、我々もそれに基づいてやっていきたい。

それと同時に、今、厚岸町の総合計画、行動計画がちょうど来年から新しくなります。今、佐藤議員からご質問がございましたとおりの内容も含めて、この行動計画をつくっていかねばならない。何といたしまして、酪農、水産業、厚岸町の基幹産業を守っていかねばならない、そのように佐藤議員と同様に考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 以上で、1番、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、12番、室崎議員の一般質問を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告に従いまして、ご質問申し上げます。

まず、1番として文化財についてであります。

町では、町指定の文化財の管理、保全、研究をどのように行っているか。2として、現在、文化財に指定されていないが、今後、調査研究により文化財に指定されていく可能性の高いものはあるか。3として、現在、町の文化財に指定されているもののうち、今後、国や道の文化財に、いわば昇格指定とでもいいますか、指定されていく可能性の高いものはあるか。以上が、1番目の文化財についてであります。

次、2番目といたしまして、介護保険相談員派遣事業についてお聞きいたします。

本事業の現状と今後の課題について、ご説明をいただきたいわけであります。

以上が、1回目の質問であります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、2点目のほうから答弁をさせていただきます。

介護相談員派遣事業について、「本事業の現状と今後の課題について説明いただきたい」についてであります。町は平成14年11月から介護相談員2名で事業を開始し、現在5名体制で実施しております。本事業は、介護保険制度創設に伴って、介護サービス事業者と利用者の橋渡しとして、利用者の意見や要望を事業者に伝え、サービスの向上に活用していただくことや、苦情になる前に問題の改善につながるよう、事業所等を訪問し、直接利用者の相談を受ける事業であります。現在は、特別養護老人ホーム、老人保健施

設、デイサービスセンター、グループホームに加え、平成22年度からは利用者の自宅への訪問も開始をしております。

平成25年度実績では、月1回の実施で複数の施設を訪問し、デイサービスで7回、グループホームで7回、特別養護老人ホームで11回、老人保健施設で7回、在宅訪問で7回の実施をしております。この事業では、これまでに職員がなかなか来てくれない、気の毒で職員を呼びづらいといった利用者の意見に対して、その意見を伝えられた事業所で一部業務の見直しや利用者とのかかわりに関する職員教育を行った事例や、職員の言葉遣いがよくないといった意見に対して、事業所が言葉がけなどのコミュニケーションについて配慮することにした事例があり、具体的な改善につながる有効な事業であると認識しております。

事業の今後の課題については、安定した派遣事業の継続のため、さらに介護相談員のコミュニケーション技能など資質の向上を図ることや、現在の相談員数の維持が上げられます。また、派遣していない事業所もあるため、事業者がみずからサービス向上に生かしていただけるよう理解を求め、派遣事業所の拡大を進めたいと考えております。

1点目の文化財については、教育長から答弁いたします。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 続きまして、私のほうからは、1、文化財についてのご質問にお答えいたします。

1点目の「町では、町指定の文化財の管理、保全、研究をどのように行っているか」とのご質問ですが、厚岸町には国、北海道、厚岸町の合わせて26件の指定文化財と、国の登録文化財1件があります。現在、北海道教育委員会の要請もあり、文化財パトロールを定期的実施しており、国、北海道、厚岸町の指定文化財と埋蔵文化財包蔵地を年間スケジュールをもとに巡視しております。また、あわせて町内各所に設置してあります説明板や標柱の補修、草刈りなど、維持管理に努めております。

研究につきましては、現在、国指定史跡国泰寺跡の整備事業に伴い、既存文化財を活用するための資料調査や厚岸かぐらの音源調査などを実施しております。しかし、町指定の文化財についての研究を全般的に行っているとは言えない状況にあります。今後は、年次計画を作成し、取り進めてまいりたいと考えております。

2点目の「現在、文化財に指定されていないが、今後の調査研究により文化財に指定されていく可能性の高いものはあるか」についてであります。既に調査報告書が刊行されている別寒辺牛湿原の高層湿原とアッケシソウが考えられます。高層湿原については、これまでも関係機関と調整を図ってまいりましたが、ラムサール条約登録湿地として保護されている地域でもあり、その指定範囲について調整がとれていない状況にあります。

また、町の指定文化財という考え方もありますが、一般に周知されることにより、例えば植物の盗掘や高層湿原への侵入、事故発生などが懸念されますので、指定については、今のところは考えていないことをご理解いただきたいと思います。

アッケシソウにつきましても、現在、保護増殖に努めているところでありますが、厚

岸湖岸の自生地における地権者が多岐にわたり、自生地自体も狭まっている状況にありますので、指定については難しいと言わざるを得ません。

さらに、本年度実施しております獅子舞伝承映像資料制作事業で対象としております獅子舞、あるいは町民からの資料など情報提供いただければ、今後、資料調査を進め、その結果により指定の可能性が出てくる場合もあると考えております。

3点目の「現在、町の文化財に指定されているもののうち、今後、国や道の文化財等に指定される可能性の高いものはあるか」についてであります。現在、町指定の有形文化財は8件、無形文化財が1件、史跡が5件、天然記念物が5件となっておりますが、一つ一つの指定物件としては指定が難しいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 答弁は2番から始まったんですが、質問は1番からさせていただきます。

まず、今の話でおおよその推測はできるんですが、もう少し詳しく聞いていこうと思いますが、まず大前提として、国、道の指定の話は今ちょっとこっちへ置きます。町指定の文化財についてだけに絞ります、時間もありませんので。

町文化財に指定されると、文化財といってもいろんな種類ありますけども、その待遇というか取り扱いというのは具体的にどういうふうになるのか。今、何か定期的にパトロールをするんだという話だけがありましたけれども、それだけではないですよ。このあたり、もう少し具体的に、べきであるとか、することになっているではなく、どうなっているのか、それをお聞かせいただきたい。簡単をお願いします。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 町指定の文化財に指定されても、基本的には所有者がそれを守ることになっています。それで、守る中で何か、例えば建物みたく有形文化財であれば物が壊れたとか何かという状況になった場合については、文化財の町の条例によって予算の範囲内で、それを町が助成することができるというような状況にはなっております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 まず、台帳がつくられるんじゃないですか。文化財何とか台帳というものがつくられるんじゃないですか。

それで、気がついたら何年か前に破壊されていたとか、あるいは気がついたらなくなっていたとか、あるいは他のものにすりかわっていたとか、そういうようなことがあっては困るわけですよ。

指定文化財一覧というのを出示していただきましたが、ここにもこの指定理由として書

かれているのが、早い時期に出していただいたんで大変ありがたく見たんだけど、見てびっくりしました。余りにも雑駁なんですね。私は、学術的などというような言葉も入れておいたんだけど、観光案内よりまだ雑駁です。このところでも、何々などだとか、何々類とか、そんな書き方しかされていないんだけど、台帳では一つ一つがきちんと写真を撮って、すりかえなどができないようにしてあるんでしょうね。まず、その点。そういうことが、まず台帳がつくられて、保存のための基礎ができているということが全ての基本ですよ。その点はちゃんとなっているのかな。なっているのか、なっていないのか、それだけお聞かせいただきたい。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） おっしゃられるとおり、厚岸町の文化財台帳ということで、きちっと整理はされております。その中で、今までも確かにご質問者おっしゃられるとおり、古い年代のときには抽象的なことでこれがいいものだと、簡単に言えばそういうことで指定されているものが多いのは確かでございます。ただ、我々が行った中では、平成17年度に、一番近い中では蝦夷錦を指定されたときには専門家を呼んで、年代測定とかそういうものをきちんとしてそれから載せておりますけれども、古いものにつきましてはこのような抽象的な言葉での指定になっているということでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 指定時においてはそうだったかもしれないけれども、その定期的パトロールというふうに全部目通しているんでしょう。そうしたら、そのときに台帳不完全だったら直さなきゃならないでしょう。それができているのかということです。それで、そのことが1点なんです。

それで私も、この一覧を見ていたら、そこらが全くわからないんですよ。それで、情報館で台帳を見ようと思って行ったんですね。そしたら、文化財に関しては厚岸情報館の本の森には何もありませんよ。この点に関しては、情報館じゃなくて情報過疎館なんですけど、まずその点から言いますけれども、きちんと整備されているはずの、今それは指定されていますよというお答えを今いただけるはずになっておりますけど、その台帳の副本もないんですよ。町民、全然見れないんですよ。結局これは、厚岸情報館できたときから私何回も議会で言っているんですよ。まるで、カラスが卵でも抱いているようにその情報を懐の中に入れてしまって、ほかには見せないぞと、近づいたらつつくぞと言っているようにしか見えない。これ、教育長の理念ですか。少なくとも博物館とか、そういうような類いのものところに何があるかという情報の集積というものは一元化して情報館に置くべきだということはずっと言っているんだが、いまだにこういう状況です。これについてはどうお考えですか、教育長は。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 今お話しされました文化財の台帳なんですが、この台帳につきましては、これは表に出しておりません。といいますのも、この台帳という中には固有名詞が、所有者の名前が入っていたりしまして、その中でやっぱり情報できないものがありますので、この台帳そのものは海事記念館できちっと押さえています。

あと、そのほかに文化財探訪集成だとか、埋蔵文化財の包蔵地一覧だとか、そういうものはお出ししているはずでございますし、それと文化財パトロールにつきましては、これは各史跡だとか、特に太田に多いのですが、そういう標柱を立てているところ、そういうところをパトロールしているという内容でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 個人情報が入っていてできなければ、そこの部分だけ隠せばいいわけですよ。それによって全部が公開できないんだという理論は成り立たんでしょう。文化財というのは、みんなで保全しなきゃなんないんですよ。私だけが抱えていて、ほかには見せられませんというような種類の問題じゃないでしょう。税金の台帳とはわけが違うんだ。

それで、今、答弁の中に標柱だとかいろんな話が出てきましたので、次の論点に移りますが、厚岸町の文化財というのをよく見ていくと、これは条例でもそうなんですが、指定文化財という言葉が出てきますね。そうすると、指定文化財と指定されていない文化財と、文化財には2種類あるということですか。

もう少し具体的に言いますね。この数日前に太田のほうに行く用事があって道路を走ったんです。そうしたら、目に入ったものがありました。まず、アイスクリーム屋さんのそばに史跡厚岸地名発祥の跡という標柱がありました。史跡と入っています。それから、史跡太田屯田兵事業所跡、史跡太田屯田兵事業所、何となっているのか、フキでわかりませんでした。下のほうが隠れていましたので、ちょっと道路から向こうまで行けなかったので見えませんでした。あるいは太田湿原植物群落、これらはみんな脇に厚岸町教育委員会という言葉が入っています。文化財の一覧の中には、これらのものは入っていません。文化財の一覧を見ますと史跡というのがありまして、何種類かありました。ここにありましたですね。国と北海道を除いて、1、2、3、4、5の史跡というのがありますが、ここには今の標柱のものはありません。したがって、指定文化財以外の、あるいは指定文化財として文化財に指定された以外の史跡というのがあるわけですね。これら町内に幾つぐらいあるんですか。そして、それはどのような位置づけになっているんですか。

もう一つ、これは厚岸町埋蔵文化財包蔵地一覧という本です。これは昭和62年かな、実は厚岸町で国の重要文化財か何かに指定されていた土地を勝手に売ったという事件が出て、それで関係者の間では家鳴り震動したんですね。そして、その登記は、たしか当時の文部大臣の職権によって取り消されるという事件がありました。それで、その後、町では、売った買ったはちょっとこっちへ置いても、例えば工事なんかで、その重要文化財だとかそういうのに指定されているようなところが重機で壊されるようなことがあっては大変ですので、それで知らないでうっかりやっちゃったりすると大変ですので、

いわゆる埋蔵文化財などが包蔵されている地域の図面を全部つくって、いろいろな公共事業やそういうものに役立てようとしてつくった非常に先進的なことやったわけですね。この一覧は、厚岸町教育委員会が出している。ここにも文化財という言葉が出てくるんですよ。

これらについてはどのような、今答弁の中でまさに埋蔵文化財というお話をしていましたので、教育委員会としてはこれも史跡とって、文化財に位置づけされていない史跡があるということがわかりましたので、これらの位置づけはどうなっているのか、そしてそれに対する保護、研究等はどうに進められているのか、これについてお答えをいただきたい。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時05分休憩

午後 4 時11分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 1点目の厚岸町の文化財台帳につきましては、固有名詞が入っているところについては消して、それで情報館のほうに出したいと考えます。

それと、埋蔵文化財の包蔵地の関係なんですが、この包蔵台帳につきましては、これ北海道に登録されているもの、これは国までいっているんですが、これによって開発行為とかに及ぶ場合には、これで周知化をして、これによって関係業者が何か事業を行う場合には、こちらに來たり相談するという形にとっております。このあたりについては、北海道との事前協議として保護されているものでありまして、開発行為等がある場合については使われるものというふうな形で作成しております。

それと、標柱につきましては、現在12カ所設置してございます。これにつきましては、指定ではないんですけれども、厚岸町の中で歴史的に価値が高いものというところで、こういうところに標柱を立てているということでございますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 当初の答弁だと、要するに文化財に指定されているものについていろいろな話をしているわけですね。そして、それ以外のものを出してくるといって、また何かそれ以外の話をするんだけど、具体的に町として保護すべきものとしての位置づけということになるといって、途端に何か曖昧になる。

これ指定文化財でないけれども、やはりきちんと保護、保全しなければならない要件があるのであるならば、やはり条例なり規則なり何らかの形でそれを位置づける必要が

あるんじゃないですか。

例えば、太田湿原植物群落には、この植物が保存される必要があるから採取を禁じますと書いているんですよ、教育委員会として。何を根拠に禁止しているのか、今の話だとわかりませんね。そういうことですよ。やはり、保全すべき必要性があるものについて、きちんとした位置づけをしていく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。その点どうなんですか。

例えば、その史跡として、史跡という言葉を使って標柱を立てている以上、その史跡が、いやいや、これは文化財ではないんだけど、大事な場所だから壊されちゃ困るんで立てておきましたでは済まないでしょう。そういうことですよ。きちんとした体系をつくっていく必要があるのではないかと。何か指定文化財に指定すれば保存は必要だけど、それ以外についてはまあいいのかなということにはならないと思うんですね。そのあたりいかがですか。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ただいまのご質問ですけれども、実際に先ほどおっしゃったように、厚岸町の由来の場所というのは国道脇のところのことをおっしゃっているんだろうと思うんですけれども、いずれも私有地であるところが多いかというふうに認識をしているんです。その場所が発祥の地であるというふうなことの部分と、それをどう保存するかというのはまた一つ別の問題にもなってまいりますし、確かに太田の湿原については、研究者の中で調査があつて、その中にこういうふうな貴重なものがありますというふうな記述も見られるんですけれども、現実には全くの個人の私有地ということで、なかなか我々が手の及ぶところではないということがあります。

もう一つ、あの看板なんですけれども、実はそのこの団体を含めて現在は存在していない私的な団体ということもあつて、なかなかあれの効力、信憑性についても、今はっきりできるような形のものではないんじゃないかなというふうにも考えているところでもあります。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 厚岸町教育委員会と入っているんですよ。その厚岸町教育委員会という看板を立てておいて、教育長はそこが信憑性がないと言うんですか。これはおかしい答弁ですね。

それから、その地名発祥の地でも、太田屯田兵事業所跡でも何でもいいですよ、頭に史跡と書いているんですよ。史跡と書いているんです。そして、厚岸地名発祥の地とか、太田屯田兵事業所跡とかと書いているんですよ。そうすると、見る人はみんな、これは文化財の史跡だなと思うでしょう。ところが、史跡に2種類あるんだと言っているわけですね。そのあたり整理したらいかがですかと言っている。私は何も全部、私有地でも何でもその土地所有者の意思に関係なく指定せよとか、そんなこと言っているわけじゃありませんよ。それから、既に原形をとどめなくなっているところがあるけれども、位

置だけは明確にしておきたいというのもよくわかりますよ。ならば、そういうようなものについては、やはりそれなりの規則なり何なりをつくって、そういうものを立てるんだという位置づけをしたらどうかということを行っているんですよ。大変紛らわしい。それから、そのあたりが曖昧になっていくと、結局は町指定の文化財も似たか寄ったかになっていくおそれがあるわけですね。きちんとした何ランクかのものをつくっていかないと、結局根幹までおかしくなりますよ。そういうことを言っているわけです。

それで、次に行きますが、今答弁の中で辺寒辺牛川上流部の高層湿原、それからアッケシソウの部分、これについては諸般の事情があってなかなか難しいという話がありました。

ところで、平成16年、2004年の3月に、厚岸町教育委員会で厚岸湖畔における塩湿地植物群落の調査報告書というのを発行しております。その一番最後に、神田房行さん、これは北海道教育大学の教授の神田先生だと思んですが、厚岸湖畔における塩湿地植物群落の保全に関する提言という文書を書いています。その結論として、カキ島のアッケシソウの群落は壊滅したと、しかし厚岸湖畔の塩湿地群落が比較的良好な状態で残っている現在、これをぜひ天然記念物として指定され保全が図られるべきであると、この後もずっと書いているんですが、いう提言をしています、これについては教育委員会でもって検討しているんですか。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 2004年の報告書、神田先生、私もよく同行して話は聞いてはいるんですが、確かに神田先生と入っているときは、1平方メートルあたりにどのぐらいのアッケシソウが生えているのかというようなこととかは、調査の段階では確かに減ってはいないという状況ではありました。ただ、山のほうからどんどん雑草が来ていて、どんどんその面積が狭まっているという状況も確かに確認されております。

そういう中で、ここの部分を町指定なり、それ以上のものをもっていくとなると、これを保全するために、このままでは手をかけなければいけない、でも指定されることによって手をかけることができなくなる、そういうこともありまして、その後については、私ちょっと出ましたのであれですけど、その経過については私聞いていませんけども、そういう状況の中での話しの中では、そういう提言はいただきましたけども、なかなか進んでいかなかったというのが事情でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 非常に誠意のある答弁であることはよくわかるんですが、大変失礼な言い方だが、あなたの経験を聞いているわけじゃないんですよ。教育委員会として、きちんとした検討をしたのかしないのかということを知っているんです。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 教育委員会の中では、それらの状況の中で少し時間を置かせていただきましたが、ちょっと答弁にならないかもしれませんが、ことしもう一度、現地視察ということになっております。その中でどのような状況になっているのか再度調査して、もう一度それについて考えていきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それでは、もう一、二、お聞きしますが、辺寒辺牛川下流部、河口部の低層湿原、この部分も保全に値するということは言われていますね。カヌーだって、あそこには立入禁止にしていますからね。このあたりについては、何らかの検討というのはなされているんですか。

それから、あやめヶ原、これはどのような位置づけになっていますか。このあたりをちょっと。まずそこらですね。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時 23 分休憩

午後 4 時 25 分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 何度もすみません。

まず低層湿原の部分なんですけど、その部分については一部ラムサール条約の登録湿地の中には入っているんですけど、今、我々が行っているのは高層湿原の部分ということで調査は進めてまいりました。低層部分につきましては、今後の課題だろうというふうに考えております。

また、あやめヶ原につきましては、道の自然公園条例の中で守られているということで、あそこには基本的に馬とか放して雑草駆除を行っているという中では、自然の天然記念物としてはちょっと指定と考えるのは難しいかなというふうに考えています。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 町の天然記念物というのも、指定をすると一切手をつけられなくなってしまうというもので応用はきかないと、こういうことなんですね。だから、そういうほかのもので守っているから天然記念物には指定しないんだと。天然記念物だけが文化財保護条例におけるところの文化財じゃないですね。これで見るといって、史跡とか名所というのがありますね。だけど、そういうものではないんだと、こういうことなんですね。

それで、もう一度ちょっと確認で、さっき次から次へと論点があったので聞き漏らし

たんですが、少なくともその文化財の台帳によると、すりかえが行われたりするようなことはない。例えば、20、30のものが一緒に指定されているような、例えば什器類なんというのがどっかありましたね。そういうものでも、その一つ一つがきちんと特定できるようになっているんですね。

それから、もう一つは、見ると相当、指定年代がばらばらなんですけども、先ほど古い指定にはというような言い方がちょっとあったんですけども、その指定時においてどうのこうのではなくて、現在、例えば遺跡などでは縄文期だとか擦文期だとかというような書き方がありますがけれども、それはこういう形で調査をして、こういう形の年代測定をしたからこうなんだというものがなければ、後日の検証のしようがないですね。今、何とか細胞という話で、そういう話がぼんぼん出ているんですけども、学術的というのは最低そういうことですよね。そういうものが指定理由ないし、その根拠として台帳には記載されていると、そのように解釈してよろしいですね。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 1点目の什器古文書とかの台帳の関係なんですけども、これにつきましては、うちでは全て写真もありますし、そういうことがないように、こういう什器古文書もそうですし、赤松なんかもそうです。そういうものについては、全て1本ずつきちっと写真を撮って残しております。

それと、学術的なものにつきましては、きちっとした年代測定というのはなかなか難しいようでありまして、例えば土器が出たとか、そういうものによってある程度の年代を推測するというような形での指定内容でございまして、学術的にこれがもう年代測定できちんと出ているというものではないというふうになっております、申しわけありませんが。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。一定の根拠はあると、そういうことですね。

それで、あと1点だけ言っておきますが、文書類では厚岸には太田の柿崎家、本庄家の文書というのがあると聞いていますが、これらは町の文化財には指定されていないんですね。端的に理由を教えてください。

それから、もう一つは、いただいた資料を見ると、こんな書き方をしているんですよ。弁天座像のところに、識者によれば江戸時代初期のものと思われと書いているんですが、これでは根拠になりませんね。今言った学術的理由云々ではね。識者って誰なのか、何を根拠に思ったのか全くわかんない。これ台帳、そんな書き方しているんですか。それとも台帳にはきちんと書いているけれども、そんなきちんとした理由、議員風情に言ったってしようがないから、この程度抽象的な話にしたんですか。これを教えてください。

それともう一つ、ホームページを見ましたらね、サイトマップから引いたら、文化財というのが26種類出たんですよ。それから、今度、厚岸町の歴史文化財というところから文化財を引いたら27種類出たんですよ。ホームページは、引き方によって数が変わる

んですね。高い金かけただけあって、おもしろいことやっているなど思ったんですがね。このあたりもどういうことになっているのか、時間がないのでいずれも端的に教えてください。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 1点目の柿崎、本庄家の古文書につきましては、いろいろと事情があるようでございまして、少し調べさせてもらいたいと思います。

それと、弁天座像なのですが、これは記載どおりです。今回こういうご質問をいただきましたので、我々もいろいろと再度見直したんですが、ほかにもちょっといろいろと疑問視するところがありますので、もう一度、このあたりについては全体的に整理させてもらいたいというふうを考えております。

そして、文化財のホームページなんですけど、この26と27の違いというのは国の登録文化財ということで、正行寺さんの鐘楼のことなんですけど、そのあたりもきちっとなるように、統一が図れるように、これは指定物件でないものですから、それで指定物件の26件とその部分も入る27件と差が出ちゃうということでもありますので、うちのほうとしては登録を入れて27件というふうに出しておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 時間がないので先に進みます。

次に、介護保険相談員の派遣事業についてお聞きするんですが、まず私の手元にも全部そろってなかったの、情報館のほうにも行って足りない分を見ようと思いましたが。介護保険相談員派遣事業実施報告書というのを見ましたら、平成17、18、19と21がどうしても見つからないんですよ。これは、情報館にもなかったんですね。これあれでしょうか、毎年つくっているんだけど一部情報館に送り込んでないんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えしたいと思います。

介護相談員の派遣事業の報告書でございますけれども、課のほうでも確認をしましたところ、確かに抜けている年度がございます。何年か、おっしゃるように、17年、18年、19年という形で、3年ほど（「21年」と発言する者あり）

21年も抜けております。これにつきましては、作成できなかった年もあったというふうに聞いております。その辺、ちょっとまだきちっとした確認ができておりませんが、担当からの聞き取りでは、今現在ではそういうふうには押さえております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 時間もないので結論から言いますが、今回、あえて介護保険派遣事業を取り

上げたのは、今回、心和園とそれからデイサービスを町が事業者として実際に行っていたものが社協に移りましたよね。そのときに、いろいろな懸念が町民から出ています。議会でもいろんな懸念が出されました。余りに唐突でないかというところから始まって、社協でできるのかという話までいろいろ出て、いまだに町の中を走って歩いています。また、聞くところによると、何か労働問題が出ているようで、町が不当労働行為でもって何とか委員会に訴えられるというような話もありました。これは労働者の権利の問題ですから、何も悪いことではないんだけど、今町内にある懸念とそれが一緒になってしまうと、いろんな尾ひれがついていい話がないんですよ。

そういう中で、議会でも12月議会、そして3月議会でこれに関する議論がありましたよ。いろんな懸念も出されました。ただ、それについては賛成多数でどちらも可決したんですけども、そのとき賛成意見を見ても、それから賛成する皆さんも、結局利用者を考えると、少なくとも今のレベルは落ちないと。よくなっても落ちないという担当者の答弁を信じて賛成しているわけですね、言ってしまえば。

それで、私もそのときに言ったと思うんですが、落ちないよという言葉だけではなかなか納得してもらえないんですよ。それで、そのレベルは落ちていません、ちゃんとやっていますということのための、いわば大きな支えとして、大きく浮かび上がってくるのが介護保険相談員であり、それからもう一つは第三者機関によるところの評価であるという話で、それは当時の担当者もそのとおりのので、これには力を入れていくという話があったんです。それで今回、介護相談員派遣事業がどのように進められていくのかというのを見せてもらったら、今のような話が出てきたわけです。

それで、今のそういう観点から先ほどの答弁を見ますと、現在の相談員数の維持を図るという話なんですね。これから数をふやして、もっと充実させますというような考えはないんですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 介護相談員の派遣につきましては、基本的には2人1組で各施設、事業所、あとお宅のほうを訪問して事業を進めてまいります。当初2名体制で進んだものが、途中から4名、5名というふうにならして、今現在では5名でございますけれども、早急に増員するという今のところ考えはございません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 最後のところ、何か急に声は小さくなって、よく聞きとれなかった。ございますと聞こえたような気もするし、ございませんと言ったのかがよくわからないので、そのところもう一度言ってください。

それから、資料としていただいたんですが、介護保険にかかる費用の推移というのを数字だけちょっと出してもらいました。そうすると、この中に、今、項目はいろいろあるんだけど、委員報酬というのが結局は実働日数に比例するんでないかと思います。そうすると、この大事な17、18、19と21が抜けているので、非常に動向がつかみづらいん

ですけれども、平成20年には79回訪問しているんです。約80ですよ、簡単に言えば。その穴がぼんとあるので、その前の平成16年には86回行っているんですよ。だから、このあたりは80回ぐらい年に行っているんですね。ところが、平成25年になると39回になっているんですよ。この委員報酬というのを見ましても、がたんがたん落ちていっているんですね。これ、維持するんじゃないかと、どんどん縮小しているんじゃないですか。

それで、介護保険相談員というのは、しょっちゅう顔を出して顔なじみになんないと相談なんかしてくれませんか、利用者は。ええと、どこのどなただったっけ、去年の1回見たことあるねというような人に相談なんかしますか。そういうようなことも、どんどん減退させている中で、ことしのレベルを維持しますというのは成り立つ話ではないでしょう。少なくとも、今回この春にこういうことがあって、この介護相談員派遣事業というのは町民の信頼を得るとりでだと、そうなんだって答えたあなたたちが、どんどんどんどん減らして、まあまあこれよりは減らさんようにしましょうということにはならないんじゃないですか。このあたりお考えいただきたいんですがね、いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 前段の最後の答弁がちょっと聞こえにくかったということなんですけれども、現段階では早急にふやす状況にはないのかなというふうに考えております。ただ、今後、おっしゃるように、心和園、デイサービスの指定管理等もありましたし、いろんな部分で状況をもう一度再検証して検討してまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 ぜひ、これに力を入れていただきたいんですよ。

それからもう一つ、答弁の中でもおっしゃっていましたが、この制度はちょっと個人は置いておきまして、施設系でも在宅系でも施設なんです、事業所なんです、事業所のほうから来てくださいと手を挙げる形になっているんですね。事業所のほうが結構ですよと言ったら行けないんです。見ていきますと、ある時期まで入っていた事業所が、ある年から入っていないんですよ。恐らく向こうが手を挙げなくなったのか、断ったのかしていると思う。これやっぱり制度をつくっている町としては、強く働きかけていく必要があると思うんですが、その点いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） おっしゃるとおり、せっかくこの介護相談員制度をつくって、ほぼ全部の事業所を回っている状況で、一部行っていないところがあるということ、町としましても全部の事業所にやはり申請をしていただいて、全部の事業所に入って有効にこの事業を活用していくというふうに考えますので、今後につきましてはその事業所に対しても働きをかけて、町の考え方等をお示ししながら事業の充実に努めてま

いりたいと考えます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 どうかこれは、強く助言なり指導なりをしていただきたい。

それで、最後にお聞きしますが、この相談員のメンバーなんですが、14年は2人で、15年から4人になったんですね。そして、22年から5名になったんです。25年には2名交代しましたね。その後、26年は交代だとか増減だとかはあるんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） おっしゃるように、そのような推移でいっておきまして、現段階では、今のメンバーでいきたいと考えておりますけれども、相談員の皆さんにもいろいろご都合がありますので、もし減るようなことがあれば、新たに研修を受けていただいて、相談員の補充という形を考えていきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それで、もちろん固有名詞を出す気はありませんが、相談員の一人がことしの4月から社会福祉協議会の職員となって、心和園の担当になっているといううわさがあるんですが、事実でしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

心和園ではなくて、デイサービスセンターのほうの職員でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 要するに、社協の職員ですね。デイサービスに勤務先があるんですね。これは成り立つんですか。介護相談員というものが事業所の職員で成り立つんですか、この制度は。いかがですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

おっしゃるように、そこの職員がそこの施設の相談という形では当然問題があるかなと思っておりますけれども、実際問題、その職員は社協の職員ですけれども、デイサービスあるいは心和園の相談には入ってございません。そのような状況でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 そんな話は通じませんよ。今、私が何でこの問題を取り上げたかって何遍も言っているでしょう。町民の信頼をきちんと得るために、この制度が十分に働かなきゃならないんですよ。資格損失でしょう。そうでないですか。行司がまわしをつけて相撲をとるような話ですよ、今の話は。アンパイアがレガーズつけたまんまバッテリーボックスに立つようなもんですよ。違いますか。これは当然、忌避とか除斥とかという言葉の対象になる問題じゃないですか。それをわからない社協ではないでしょう。もしわからないんだったら、こんな事業を請け負うだけの能力なんかないですよ。能力があるのにやっているのであれば、いかにこういう事業っていうものをいいかげんに考えているか、それに尽きるでしょう。町だってそうだ。口では非常に大事なもんだと言っているけれども、大体報告書だって毎年つくらないであったり、しかも今回はその相談員の資格に問題があるようなことについて平気でやっている。これで町民の信頼をつなぎとめることができますか。お答えいただきたい。

●議長（音喜多議員） 休憩いたします。

午後 4 時48分休憩

午後 4 時54分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 貴重なお時間、申しわけございません。
お答えしたいと思います。

今確認をしまして、5名の今おっしゃった相談員につきましては、4月からは相談員業務に従事しておりません。おっしゃるように、資格要件として適正なのかとおっしゃられましたけれども、確かにそういう意味ではちょっと公平を欠く部分もあったかなと思いますので、今後ちょっと人選につきましても検討をさせていただきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 動いていないからいいんだという話ではないですよ。資格の問題ですよ。4月1日にさかのぼってきちんとしてください。

それから、4月1日から今まで相談員が何も動いていないという、今、話あったんだけど、これだって大変な問題ですよ。何をやっているんだということになりますよ。そうすると、この制度は重要だ重要だ言いながら、4月1日からきょう6月18日まで全然動いていない、その程度のものなのか、こういうことになりますね。その点、よろしく

お願いしたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 私の答弁、ちょっと不適切でわかりにくかった部分がありまして、4月から全く活動していなかったわけではなくて、おっしゃっていた1名だけは従事しなかったと。あとの4名については、今までどおり相談員として活動をしてございました。（発言する者あり）

今後につきましては、答弁にもございますように、5名体制をやっぱり維持をしていくという考え方には変わりはありませんので、人選も含めまして検討させていただきたいと考えます。

●議長（音喜多議員） 町長

●町長（若狭町長） 今、町長といたしましても、相談員は条例にありますとおり常勤の嘱託員でございます。町長の責任もでございます。十分、今、担当課長から答弁がありましたとおりであります。

そこで私としましては、その重要性から考えまして、利用者と家族と事務所の橋渡しをする重要な役割であります。特に、今、全道に179市町村あります。この相談員を置いているのは、わずか11市町村です。そういう意味では、厚岸町は相談員を置いているなということだし、改めて認識をしているわけですが、人選についてそういう指摘があったということはまことに残念です。ですから、そういう意味において、担当課長が言いましたとおり、今後の取り扱いにつきましては十分に公平を期すように処置をしてまいりたい、そういうように考えておりますので、ご理解をいただきたい存じます。

●議長（音喜多議員） 以上で、12番、室崎委員の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 本日の会議は、この程度にとどめ、あすに延会したいと思います。これが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

どうもご苦労様でした。

午後4時58分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年6月18日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員